

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

東二安防発第6号
令和2年8月21日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和47年12月23日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和2年8月21日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 東海村長 山田 修
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 東海原子力館での閲覧 インターネットでの公開

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

東海第二発電所
原子力事業者防災業務計画

令和2年8月

日本原子力発電株式会社

目 次

第1章	総 則	1
第1節	原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節	定 義	1
第3節	原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節	原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節	原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章	原子力災害予防対策の実施	7
第1節	原子力防災体制の整備	7
1.	防災体制の区分及び対策本部の設置	
2.	原子力防災組織、原子力防災要員等	
3.	原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	
第2節	原子力防災組織等の運営方法	9
1.	宣言及び解除の方法	
2.	権限の行使	
3.	要員の非常招集の方法	
4.	通報連絡先の一覧表の整備	
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	11
1.	周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置、検査	
2.	原子力防災資機材の整備	
3.	その他原子力防災関連資機材等の整備	
4.	本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備	
5.	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材の整備	
第4節	緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	13
1.	緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	
2.	発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
3.	本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
4.	原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	
5.	原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	
第5節	緊急事態応急対策等の活動で使用・利用する施設 及び設備等の整備、点検	14
1.	緊急時対策室	
2.	集合、退避場所	
3.	原子力災害医療	
4.	気象観測装置	
5.	SPDS	
6.	SPDSによる国へのデータ伝送	

7.	緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置	
8.	本店総合災害対策本部室	
9.	原子力事業所災害対策支援拠点	
第6節	原子力防災教育の実施	16
1.	発電所における原子力防災教育	
2.	本店における原子力防災教育	
第7節	原子力防災訓練の実施	17
1.	発電所における訓練	
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	
第8節	関係機関との連携	17
1.	国との連携	
2.	地方公共団体との連携	
3.	防災関係機関等との連携	
4.	原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	
第9節	周辺住民に対する平常時の広報活動	19
第10節	事業所外運搬中における原子力災害事前対策	19
1.	資機材の整備	
2.	体制の整備	
第3章	緊急事態応急対策等の実施	20
第1節	通報、連絡等	20
1.	警戒事態及び非常事態の宣言	
2.	原子力防災施設等の立上げ	
3.	通報・連絡の実施	
4.	情報の収集と提供	
5.	通話制限	
6.	原子力事業所災害対策支援拠点の活動	
7.	その他	
第2節	応急措置の実施	22
1.	応急措置の実施の報告	
2.	退避誘導及び構内入構制限	
3.	放出放射エネルギーの推定	
4.	消火活動	
5.	原子力災害医療	
6.	二次災害防止に関する措置	
7.	汚染拡大の防止	
8.	線量評価	
9.	要員の派遣、資機材の貸与	
10.	広報活動	

11.	応急復旧	
12.	原子力災害の拡大防止を図るための措置	
13.	被災者相談窓口の設置	
14.	事業所外運搬に係る事象の発生における措置	
第3節	緊急事態応急対策の実施	26
1.	該当事象発生時の通報	
2.	応急措置の継続実施	
3.	要員の派遣、資機材の貸与	
4.	事業所外運搬における緊急事態応急対策	
第4章	原子力災害事後対策の実施	28
第1節	原子力災害事後対策の計画等	28
1.	原子力災害事後対策の計画	
2.	非常事態及び警戒事態の解除等	
3.	原因究明及び再発防止対策	
4.	汚染の除去	
5.	被災者への生活再建等の支援	
第2節	要員の派遣、資機材の貸与	29
1.	原子力災害事後対策にかかる相互協力	
2.	他の原子力事業者への応援要請	
第5章	その他	30
第1節	茨城県内の地方公共団体及び他原子力事業者への協力	30
第2節	茨城県外の原子力事業者等への協力	30

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、東海第二発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策、その他原子力災害の発生及び拡大を防止し並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定 義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

5. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

6. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

7. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

8. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）で定めるところにより、原子炉の運転のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者
- (2) 規制法第23条第1項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（承認を含む。船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
- (3) 規制法第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（承認を含む。）を受けた者
- (4) 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者
- (5) 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者
- (6) 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者
- (7) 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないとされている者に限る。）

9. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき、発電所を統括管理する東海第二発電所長をいう。

11. 指定行政機関
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 3 号に規定する機関をいう。
12. 指定地方行政機関
災対法第 2 条第 4 号に規定する機関をいう。
13. 関係周辺市町村
発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき発電所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。
14. 緊急事態応急対策等
原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。
15. 緊急時対策室
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を総括管理するための施設である緊急時対策所をいう。
16. 本店総合災害対策本部室
防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策室において行う原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための原子力施設事態即応センターとなる本店の緊急時対策室をいう。
17. 統合原子力防災ネットワーク
緊急時における情報連絡を確保するため、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設、関係機関並びに原子力事業者の原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。
18. テレビ会議システム
統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。

19. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

20. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画等命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

21. シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事態をいう。

22. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。

23. 警戒事象

その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象、又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する

法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策（原災法第 10 条第 1 項に規定する通報、原災法第 25 条に規定する応急措置を含む。）、原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制整備、資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への原子力防災要員の派遣並びに資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための災害復旧計画の策定、復旧対策の実施及び被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣並びに資機材の貸与等

第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用

1. この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の各段階において災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。
 - (1) 防災基本計画 第 12 編 原子力災害対策編
 - (2) 茨城県、東海村の原子力災害対策に関する地域防災計画
 - (3) 関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画
2. この計画の実施に係る具体的手順については必要に応じて別に定めるものとする。

第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、この計画が前節 1. (2) の地域防災計画に抵触しないこ

とについて、茨城県、東海村の意見を聴いたうえで、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、次の手順によりこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨を茨城県及び東海村の原子力防災担当課長並びに原子力防災専門官に報告する。

(1) 修正案の作成にあたっては、この計画の修正案が前節1.(2)及び(3)の地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

(2) 茨城県知事及び東海村長にこの計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し、協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。

(3) この計画を修正した場合、様式1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た、この計画(修正)届出書の写し及びその計画書の要旨を、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に報告する。

2. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 原子力防災体制の整備

1. 防災体制の区分及び対策本部の設置

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表に示すとおり発生事象に応じて災害を区分し、発電所警戒本部又は発電所災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

発生事象	災害区分	対策本部
(1) 警戒事象が発生したとき、又は原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたとき	警戒事態	発電所警戒本部
(2) 原災法第10条第1項に該当する特定事象が発生した場合	非常事態	発電所対策本部

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) 発電所

- ① 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に示す原子力防災組織を設置する。
- ② 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-2に定める業務を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。
- ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて本店等に派遣要員を要請する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - c. 他の原子力事業者及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 本店

- ① 発電管理室長は、本店に別図 2 - 3 に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。
- ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。
- ③ 社長は、発電所対策本部長が非常事態宣言をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 警戒事象発生に伴う連絡
- ③ 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
- ④ 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
- ⑤ 第 2 章に規定する原子力災害予防対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策等の実施及び第 4 章に規定する原子力災害事後対策の実施（①から④までの職務を除く。）
- ⑥ 第 5 章に規定する他原子力事業者等への協力

(2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

(3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表 2 - 4 のとおり指名する者とし、その職務は次のとおりとする。

- ① 原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者が発電所に不在のときの原子力防災組織の統括

(4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合、副原子力防災管理者に別表 2 - 4 に定める代行順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。

(5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式 3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

(6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織等の運営方法

1. 宣言及び解除の方法

(1) 警戒事態の宣言

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、前節1. (1)に該当する事象が発生した場合には、直ちに警戒事態を宣言する。
- b. 原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織に準じて発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理する。原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、別図2-5に準じて直ちに発電管理室長に報告する。

② 本店

発電管理室長は、発電所における警戒事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、別図2-5に準じて社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図2-3に準じた本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として、本店警戒本部を統括管理する。

(2) 警戒事態の解除

① 発電所

発電所警戒本部長は、次の場合、本店警戒本部と協議のうえ、警戒事態を解除し、発電所警戒本部を解散することができる。

- a. 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されている場合にあつては、当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体等の警戒本部が廃止された後、設備の復旧等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合
- b. 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されていない場合にあつては、設備の復旧等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合

② 本店

本店警戒本部長は、発電所警戒本部長から警戒事態の解除について上申があつた場合、本項(2)①a. 又はb. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒事態を解除することができる。

(3) 非常事態の宣言

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、前節1. (2)に該当する事象が発生した場合には、直ちに非常事態を宣言する。
- b. 原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場

合、別図 2-5 により直ちに発電管理室長（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、経理・資材室長又は発電管理室長、以下同じ。）に報告する。

- c. 原子力防災管理者は、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。

② 本店

発電管理室長又は経理・資材室長は、発電所における非常事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図 2-5 により社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図 2-3 に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として、本店対策本部を統括管理する。

(4) 非常事態の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部と協議のうえ、非常事態を解除し、発電所対策本部を解散することができる。

- a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 22 条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合
- b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の原因の除去及び被害範囲拡大防止の措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節 1. (2) の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から非常事態の解除について上申があった場合、本項 (4) ① a. 又は b. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、非常事態を解除することができる。

2. 権限の行使

- (1) 警戒事態又は非常事態が宣言された場合、発電所の緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、発電所警戒本部又は発電所対策本部のもとで行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従

事する。

3. 要員の非常招集の方法

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事態又は非常事態を宣言した場合、別図2-1に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図2-6に示す非常招集連絡経路を整備する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。

- (2) 発電管理室長は、発電所から警戒事態又は非常事態宣言の連絡があった場合、別図2-3に示す本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図2-7に示す非常招集連絡経路を整備する。また、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店の各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期するため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図2-9-1に示す警戒事象に基づく連絡経路
- (2) 別図2-5に示す非常事態宣言時の連絡
- (3) 別図2-8に示す発電所対策本部が設置された後の連絡
- (4) 別図2-9-2及び別図2-9-3に示す原災法第10条第1項に基づく通報（報告）経路
- (5) 別図2-9-4及び別図2-9-5に示す原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置、検査

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別図2-10に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を設置し、次の各項に定める各担当マネージャーに次の措置を講じさせる。

- (1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持するために年1回点検する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずる

おそれのない状態を維持するために年1回点検する。

- (2) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストを年1回以上定期的に較正し、記録を1年間保存する。
- (3) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理又は代替品を補充する。また、発電長及び放射線・化学管理グループマネージャーは、この間、他のモニタリングポストを監視する等の措置を講じる。
- (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式4を用いて設置又は変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。
- (5) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(4)の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (6) 発電運営グループマネージャーは、モニタリングポストにより測定した放射線量の数値を記録計により記録し、1年間保存する。
- (7) 原子力防災管理者は、(6)の測定数値を茨城県及び東海村に報告する。また、放射線・化学管理グループマネージャーは、その数値を公衆が閲覧できるようホームページの掲載等により積極的に公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に定められた別表2-11に定める原子力防災資機材を確保するとともに、次の措置を講じる。
 - ① 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。
 - ② 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替手段を講じる。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5を用いて、備え付けた日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

また、毎年9月30日現在における備え付けの現況については、同様式により翌月7日までに届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、関係機関等へ迅速かつ的確な通信連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表2-12に定める原子力防災関連資機材及び別表2-13に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともにシビアアクシデント対策等に関する資機材については、別表2-13に定める設置場所に配置する。また、各マネージャーは、あらかじめ定めると

ころにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替手段を講じる。

4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備

本店総務室長及び発電管理室長は、別表 2-14 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、本店総務室長及び発電管理室長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い（本店ビル所有会社が行う点検結果を確認することを含む）、不具合が認められた場合は、速やかに修理（本店ビル所有会社への修理依頼を含む）するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替手段を講じる。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材の整備

発電管理室長は、別表 2-15 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替手段を講じる。

第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（茨城県原子力オフサイトセンター。以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、別表 2-16 に定める資料を内閣総理大臣に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行い、内容に変更があったときも、同じとする。

2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所に別表 2-17 に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、本店対策本部が設置される場所に、別表 2-18 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2-19 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを

行う。

5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

発電管理室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表2-20に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用・利用する施設及び設備等の整備、点検

1. 緊急時対策室

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-21に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表2-22により維持する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-22に示す仕様を維持する。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表2-12に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。
 - ① ファクシミリ、電話
 - ② テレビ会議システム
 - ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能

2. 集合、退避場所

安全・防災グループマネージャーは、別図2-23に示す場所を集合・退避場所に指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同じとする。

3. 原子力災害医療

総務グループマネージャー、放射線・化学管理グループマネージャーは、ヨウ素剤などの医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等を整備する。

また、総務グループマネージャーは、別図2-24に示す場所に応急処置室を整備する。

なお、安全・防災グループマネージャーは、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関にその協力を求める。

4. 気象観測装置

放射線・化学管理グループマネージャーは、別図2-21に示す場所に設置し

た気象観測装置の検出部、表示部及び記録装置を適切な状態で維持する。また、別図 2-21 のとおり定期的に点検を行い、記録を 1 年間保存する。また、当該装置に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

また、放射線・化学管理グループマネージャーは、気象観測装置より測定した記録については、あらかじめ定めるところにより保存する。

5. SPDS

保安運営グループマネージャーは、発電所における SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

6. SPDS による国へのデータ伝送

(1) 保安運営グループマネージャーは、別表 2-25 に定めるデータを緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）に伝送する SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(2) 保安運営グループマネージャーは、作業等により国が運用する ERSS へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

(3) 安全・防災グループマネージャーは、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERSS へ伝送しているパラメータが EAL を判断するために必要かつ十分であることを検討し必要に応じ見直しする。

7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置

総務グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、発電所における緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

8. 本店総合災害対策本部室

(1) 本店総務室長及び発電管理室長は、本店対策本部室を別表 2-26 により維持する。

(2) 本店の各室長は、本店対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-26 に示す仕様が維持されていることを確認する。

(3) 本店の各室長は、別表 2-14 に定める以下の設備において、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。

- ① ファクシミリ、電話
- ② テレビ会議システム

9. 原子力事業所災害対策支援拠点

発電管理室長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-27のとおりあらかじめ選定しておく。

なお、発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図2-28に示す。

- (1) 被ばく管理・入退域管理
- (2) 汚染検査（サーベイ）・除染
- (3) 車両や重機等の除染・汚染検査
- (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管
- (5) サイト等立入車両の駐車
- (6) 物資輸送体制の整備

第6節 原子力防災教育の実施

1. 発電所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、次の項目について別表2-29に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

2. 本店における原子力防災教育

発電管理室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-30に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 放射線防護に関する知識
- (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (4) シビアアクシデントに関する知識

第7節 原子力防災訓練の実施

1. 発電所における訓練

- (1) 原子力防災管理者及び発電管理室長は、原子力防災組織の構成員に対し、別表2-31に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者及び発電管理室長は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 社長は、総合訓練又は要素訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨をホームページの掲載等により公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が実施する原子力防災訓練に対し、訓練計画策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練内容に応じて、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本店と協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等について平常時より密接な連携を図る。
また、原子力防災管理者は、国が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画について、原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣からの規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村との間で、地域防災

計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の通報連絡体制、原子力災害予防対策の実施等について「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて平常時より密接な連携を図る。

また、原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。

- (2) 原子力防災管理者は、地方公共団体から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村の住民避難計画等の作成に協力する。
- (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 31 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 32 条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。
- (6) 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データ及び放出源情報等を提供するための設備等を整備・維持する。

3. 防災関係機関等との連携

- (1) 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか警察署、茨城海上保安部その他関係機関）と発電所における応急対策等について連携を図るため、平常時から地域レベルの会議体等に参画し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関から放射線管理教育の実施について、協力要請があったときには、場所の提供、講師派遣等の支援を行う。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。
- (2) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容

第10節 事業所外運搬中における原子力災害予防対策

1. 資機材の整備

原子力防災管理者は、発電所が輸送物の安全に責任を有する別表2-33に掲げる物の事業所外運搬（以下本節、第3章及び第4章においては「事業所外運搬」という。）にあたっては、事故発生時を想定し、当社が運搬を委託した者の協力を得て、次に掲げる対策を講じる。

- (1) 事故発生時の応急措置計画の作成
- (2) 対応組織の役割分担表、携行する資機材を記載した運搬計画書、非常時通報連絡表の作成及び携行
- (3) 非常通信用資機材及び防災資機材の携行

2. 体制の整備

原子力防災管理者は、当社が運搬を委託した者の協力を得て、事業所外運搬において事故が発生した場合に次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 立入り禁止区域の設定及び退避等の措置
- (2) 環境放射線モニタリングの実施
- (3) 消火、延焼防止措置の実施
- (4) 負傷者等の救出
- (5) 輸送物の安全な場所への移動
- (6) 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施
- (7) 国、都道府県、市町村、海上保安部及び原子力緊急時支援・研修センターへの迅速な通報、連絡
- (8) その他、必要な措置の実施

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報、連絡等

1. 警戒事態及び非常事態の宣言

(1) 警戒事態の宣言

原子力防災管理者は、第2章第1節1.(1)に該当する事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織等の運営方法」に基づき、直ちに警戒事態を宣言し、社内連絡の実施及び発電所警戒本部の要員の非常招集を行うとともに発電所警戒本部における指揮等を行う。

(2) 非常事態の宣言

原子力防災管理者は、第2章第1節1.(2)に該当する事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織等の運営方法」に基づき、直ちに非常事態を宣言し、社内連絡の実施及び発電所対策本部の要員の非常招集を行うとともに発電所対策本部における指揮等を行う。

原子力防災管理者は、本節3.により通報(事業所外運搬に係るものを除く。)を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。

2. 原子力防災施設等の立上げ

(1) 原子力防災管理者(発電所に対策本部が設置されたときは発電所対策本部長。本章において以下同じ。)は、警戒事態又は非常事態を宣言した場合、庶務班長に発電所警戒本部又は発電所対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(2) 社長は、発電所における警戒事態又は非常事態を宣言した旨の連絡を受けた場合、発電管理室長に本店対策本部室及びテレビ会議システムの立上げを指示する。また、本店対策本部長は、本店庶務班長に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資料、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

3. 通報・連絡の実施

(1) 原子力防災管理者は、別表3-1の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき、及び原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、様式7-1に必要事項を記入し、別図2-9-1に定める連絡経路により原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び関係機関へ連絡する。

また、当該事象発生の経過については、様式7-2を用いて別図2-9-1に定める連絡経路により関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。

(2) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に規定する別表3-2の事象の発

生について通報を受け、又は自ら発見したとき（事業所外運搬の場合にあっては、事象の発生について通報を受けたとき）は、様式8-1（事業所外運搬の場合にあっては、様式9-1）に必要事項を記入し、15分間以内を目途として、別図2-9-2に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関（事業所外運搬の場合にあっては、別図2-9-3に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関）にファクシミリ装置を用いて同時（事業所外運搬は除く。）に文書を送信する。さらにその着信を確認する。また、原子力緊急事態支援組織による支援が必要と認めたときは、当該支援組織に対し、派遣要請を行う。

なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式8-1に掲げる事項をなるべく早く到達する手段を用いて連絡する。

4. 情報の収集と提供

(1) 発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。また、発電所対策本部放射線管理班長は、発電所敷地内外の固定放射線計測装置の指示値の監視強化を行い、必要な情報を発電所対策本部情報班長へ連絡する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式8-2にまとめ、別図2-9-4に定める報告（連絡）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び各関係機関に適切な間隔で定期的に報告する。（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、様式9-2に必要事項を記入し、別図2-9-5に示す報告（連絡）経路により報告する。）

(3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として1年間保存する。

5. 通話制限

発電所対策本部庶務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。

6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第3章第1節2. (2) で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、発電所における事故復旧作業の支援を指示する。

7. その他

発電所長は、別表3-1の事象に該当しない場合であっても、環境へ有意な放射性物質又は放射線が原子力発電所の敷地外へ放出又は放出の可能性があると判断した場合は、別図2-9-1に定める連絡経路に準じて関係機関へ連絡する。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、本節の2. から13. (事業者外運搬に係る事象の発生の場合であっては14.) に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、以下の事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

発電所対策本部情報班長は、その実施状況の概要を様式8-2に記入し、別図2-9-4に示す報告(連絡)経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び各関係機関に適切な間隔で定期的にファクシミリ装置及び電話で報告する。(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、様式9-2に記入し、別図2-9-5に示す報告(連絡)経路により報告する。)

2. 退避誘導及び構内入構制限

- (1) 発電所対策本部庶務班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「発電所退避者」という。)を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。
- (2) 発電所対策本部庶務班長は、発電所退避者に対して、所内放送装置及びページング等により別図2-23に示す集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。なお、退避にあたっては関係機関と調整を行う。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力して災害状況の説明を行い、バス等による輸送若しくは退避誘導員の誘導により、退避場所への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。
- (3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所敷地外に退避

させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部庶務班長は、退避誘導員に発電所敷地外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。

- (4) 発電所対策本部庶務班長は、非常事態の宣言中においては、発電所敷地内への入構を制限するとともに、発電所敷地内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放出放射エネルギーの推定

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部に放出された放射性物質の量の評価を行う。

4. 消火活動

原子力災害時に火災が発生した場合、発電所対策本部庶務班長及び運転班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火活動を行うとともに、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 原子力災害医療

- (1) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷した者及び放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、速やかに負傷者等を放射線による影響の少ない場所に救出し、必要に応じ別図 2-24 に示す応急措置室に搬送する。
- (2) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等に別図 2-24 に示す発電所内の応急処置室での応急処置及び除染等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて原子力災害医療協力機関等における被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構茨城東病院等 5 医療機関、原子力災害拠点病院における被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構水戸医療センター、茨城県立中央病院及び茨城県（災害対策本部又は災害対策本部が設置されないときは原子力災害医療所管部課）並びに高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療機関である国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所に事前に負傷者等の状態、受けた放射線の種類、被ばく線量及び身体等に付着している放射性物質の核種、量等の情報を可能な限りにおいて連絡のうえ、医療機関への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

なお、発電所対策本部長は、移送及び治療の際に放射線管理の知識を有する原子力防災組織の構成員を同行させる等の必要な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部の庶務班長、保健安全班長及び放射線管理班長は、防災関係機

関に負傷者等の治療や消火活動等を要請する場合には、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害の防止のために必要な情報を伝達する。また、防災関係者到着時も、同じとする。

7. 汚染拡大の防止

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか必要に応じ所内放送装置又はページング等により周知する。また、発電所対策本部保修班長は、応急措置を実施する場所において放出放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。また、発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、発電所に係る事象が発生した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所敷地外における応急の対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-3に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

10. 広報活動

- (1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始されるまでに報道機関から発電所での取材要請を受けた場合、もしくは当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、その状況に応じて茨城県と協議のうえ、別図3-4に記載した場所に現地プレスセンターを開設する。
- (2) 発電所対策本部広報班長は、別図3-4に示す連絡経路により公表する内容を取りまとめ、定期的に記者発表を行う。
- (3) 発電所対策本部広報班長は、公表する内容を各関係箇所に連絡する。
- (4) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。
- (5) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に

応じて、住民広報窓口を設置する。

11. 応急復旧

- (1) 発電所対策本部運転班長及び保修班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) 本店対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社へ協力を要請するとともに、発電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) 発電所対策本部長は、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、各班長に対し以下に示す事項を指示し、原子力災害（原子力災害の生じる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、運転データにより発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の運転状態を把握し、炉心の健全性を推定する。
- (2) 発電所対策本部運転班長及び放射線管理班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長及び放射線管理班長は、施設内の放射線量の推移等から、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 発電所対策本部各班長は、その他の原子炉施設について、施設の保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況から、事故による周辺環境への影響を予測する。

13. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

14. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

- (1) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る応急措置を行う場合、本店等の協力を得て、直ちに別表3-3に定める要員の派遣、資機材の貸与等必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子

力災害の発生の防止を図る。

- ① 立入り禁止区域の設定及び退避等の実施
- ② 環境放射線モニタリングの実施
- ③ 消火、延焼防止措置の実施
- ④ 負傷者等の救出
- ⑤ 輸送物の安全な場所への移動
- ⑥ 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施
- ⑦ その他、必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策の実施

1. 該当事象発生時の通報

発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-5に定める通報基準に至った場合は、様式8-1（事業所外運搬の場合にあっては様式9-1）を用いて、本章第1節3.「通報の実施」に基づき通報を行う。また原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第1節4.「情報の収集と提供」（2）、（3）及び本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.の「要員の派遣、資機材の貸与」を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して実施する。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

（1）発電所対策本部長は、本店の協力を得て指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-6に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動、環境モニタリング及び原子力災害医療のスクリーニング等、必要な業務を行う。なお、原子力災害医療のスクリーニング要員については、可能な限り派遣することに努めるものとする。

（2）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等に事故状況の報告を行い、構成各機関と密接な情報交換を行うとともに、この原子力災害現地対策本部の指示に基づき、必要な対応を行う。また、その対応内容について、発電所対策本部長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指示に基づき災害現場に派遣された専門家の

助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

(3) 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店又は他の原子力事業者からの以下の支援を必要とするときは、本店対策本部長等に要請する。

① 本店対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与

② 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援

4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策

発電所対策本部長は、本店等の協力を得て、直ちに別表3-6に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第4章 原子力災害事後対策の実施

第1節 原子力災害事後対策の計画等

1. 原子力災害事後対策の計画

発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について原子力災害事後対策計画を速やかに策定し、オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等に報告するとともに、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に提出する。また、復旧状況についても同様に報告する。

(1) 復旧対策に関する事項

- ① 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- ② 原子炉施設の除染及び放射線の遮へいの実施
- ③ 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施

(2) 環境放射線モニタリングに関する事項

(3) 広報活動に関する事項

(4) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項

(5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 非常事態及び警戒事態の解除等

(1) 非常事態の解除

発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節1.(4)①により非常事態を解除する。また、原子力防災管理者は、非常事態を解除し発電所対策本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-4(事業所外運搬にあつては、別図2-9-5)に定める通報(報告)経路に基づき関係機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。

本店対策本部長は、第2章第2節1.(4)①により非常事態を解除した場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

(2) 警戒事態の解除

発電所警戒本部長及び本店警戒本部長は、第2章第2節1.(2)①及び第2章第2節1.(2)②により警戒事態を解除する。また、原子力防災管理者は、警戒事態を解除し発電所警戒本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-1に定める連絡経路に基づき関係機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。

3. 原因究明及び再発防止対策

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

5. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国及び自治体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

1. 原子力災害事後対策にかかる相互協力

(1) 発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、前節1.の原子力災害事後対策計画に基づき、別表4-1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。

なお、派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。

(2) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターに派遣されている要員と連絡を密にとる。

また、原子力災害合同対策協議会における決定に基づき指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対し必要な意見を進言する。

2. 他の原子力事業者への応援要請

発電所対策本部長は、原子力災害事後対策の実施に関し、本店又は他の原子力事業者等からの派遣者又は資機材の貸与を必要とするときは、本店対策本部長又は本店対策本部庶務班長に要請する。電力会社等に応援を要請する場合、本店対策本部庶務班長は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき行うものとする。

第5章 その他

第1節 茨城県内の地方公共団体及び他原子力事業者への協力

原子力防災管理者は、茨城県内の他原子力事業所で原子力災害が発生し、茨城県知事又は関係する市町村長から事業所外での避難者（災害時要援護者を含む。）搬送・誘導、緊急時モニタリング、原子力災害医療のスクリーニングの要請があった場合及び発災事業者又は「原子力事業所安全協力協定」に基づき安全協力委員会委員長から当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策を支援するため応援の要請があった場合、別表5-1に定める要員の派遣及び資機材の貸与に協力する。

なお、「原子力事業所安全協力協定」を円滑に進めるために発電所支援会議を設置する。

第2節 茨城県外の原子力事業者等への協力

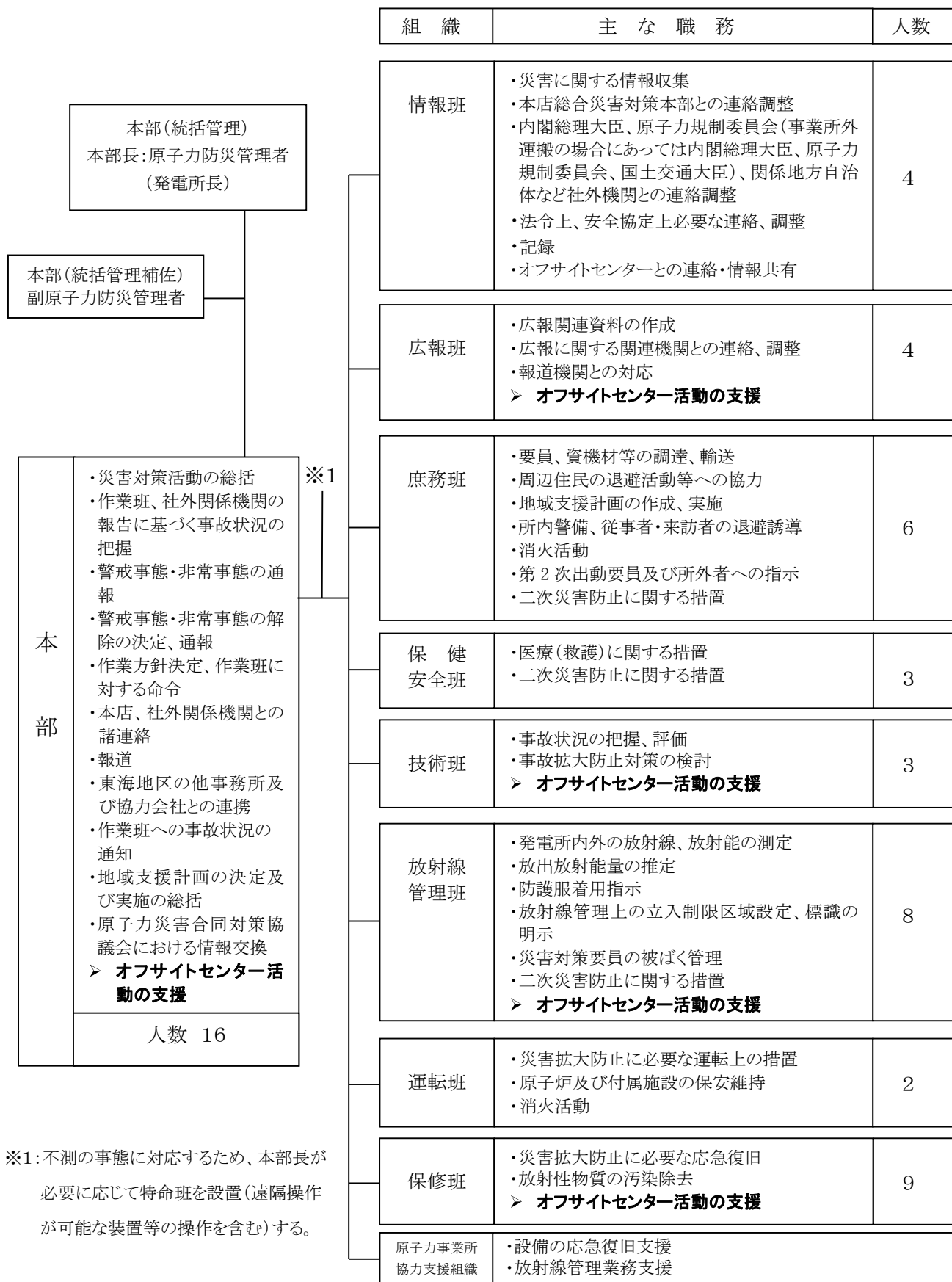
原子力防災管理者は、茨城県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、発電管理室長の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策を支援するため、別表5-2に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。

図 表 集

別図 2-1	原子力防災組織及び職務
別表 2-2	原子力防災要員の職務と配置
別図 2-3	本店総合災害対策本部の組織及び職務
別表 2-4	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位
別図 2-5	警戒事態及び非常事態宣言時の社内伝達経路
別図 2-6	発電所原子力災害対策要員の非常招集連絡経路
別図 2-7	本店総合災害対策本部要員の非常招集連絡経路
別図 2-8	発電所災害対策本部設置後の報告連絡経路
別図 2-9-1	警戒事象に基づく連絡経路
別図 2-9-2	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （発電所内での事象発生）
別図 2-9-3	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （事業所外運搬での事象発生）
別図 2-9-4	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路－ （発電所内での事象発生）
別図 2-9-5	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路－ （事業所外運搬での事象発生）
別図 2-10	発電所敷地周辺付近の放射線測定設備
別表 2-11	原子力防災資機材
別表 2-12	原子力防災関連資機材
別表 2-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材
別表 2-14	本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材
別表 2-15	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材
別表 2-16	オフサイトセンターに備え付けるべき資料
別表 2-17	発電所の災害対策本部室に備え付ける資料
別表 2-18	本店総合災害対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料
別表 2-19	原子力事業所災害対策支援拠点の活動で使用する資料
別表 2-20	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料
別図 2-21	発電所内の緊急時対策室等
別表 2-22	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設
別図 2-23	発電所所有地の集合場所及び退避場所
別図 2-24	発電所応急処置施設配置図
別表 2-25	緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧
別表 2-26	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設
別表 2-27	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所
別図 2-28	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置
別表 2-29	発電所の原子力防災教育の内容
別表 2-30	本店の原子力防災教育の内容
別表 2-31	原子力防災訓練の内容
別表 2-32	電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織

- 別表 2-3-3 発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬
- 別表 3-1 緊急時活動レベル（EAL）の「警戒事象」一覧
- 別表 3-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準
- 別表 3-3 非常事態宣言後における要員の派遣、資機材の貸与
- 別図 3-4 公表内容の伝達経路
- 別表 3-5 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 3-6 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
- 別表 3-7 安全上重要な構築物、系統又は機器等の一覧及びこれら機器等の位置と重要区域
- 別表 3-8 放射線物質障壁の詳細
- 別表 3-9 原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく
標準EALマトリックス表（BWR）
- 別表 4-1 原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与
- 別表 5-1 茨城県内他原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
- 別表 5-2 茨城県外原子力事業所または他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する
事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与

原子力防災組織及び職務

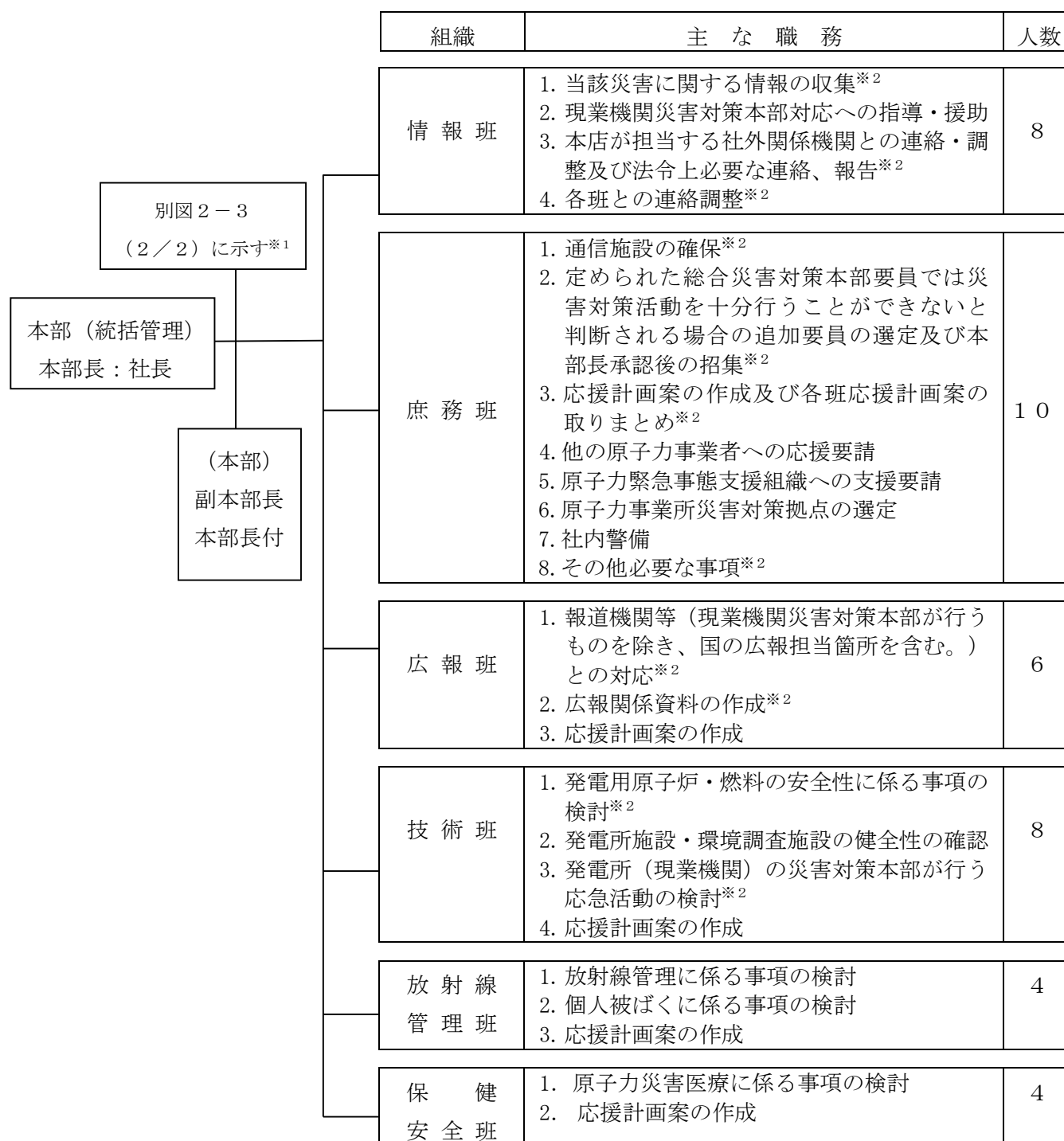


注: 太字は、発電所災害対策本部が設置された後に付加される職務

原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部員 情報班員 4名以上
原子力災害合同対策協議会に参加、原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互協力	発電所内	本部長代理 本部員 情報班員 技術班員 4名以上
	オフサイトセンター	本部長代理 技術班員 3名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	本部員 広報班員 4名以上
	オフサイトセンター	本部長代理 広報班員 2名以上
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部員 放射線管理班員 8名以上
	オフサイトセンター	放射線管理班員 2名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	本部員 運転班員 4名以上
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	本部員 保修班員 7名以上
放射性物質による汚染の除去	発電所内	本部員 保修班員 4名以上
	オフサイトセンター	保修班員 1名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部員 保健安全班員 4名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の退避誘導	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上

本店総合災害対策本部の組織及び職務



※1：本部長は、必要に応じ別図 2 - 3（2 / 2）の組織を設置する。

※2：警戒事態宣言時の主な職務を示す。なお、本店警戒本部の体制は、警戒事象に応じ本店警戒本部長がこの組織から必要要員をその都度指名する。

組 織	主 な 職 務	人 数
原子力施設事態即応センター班	1. 原子力規制委員会の対応	4
原子力緊急時後方支援班	1. 状況把握・運営 2. 資機材調達・受入 3. 輸送計画の作成 4. 調達資機材の管理 5. 要員の入退域管理 6. 要員・資機材の放射線管理 7. 住民避難行動等状況把握 8. スクリーニング計画作成 9. 避難住居要請対応計画作成（空社宅提供等） 10. 国、自治体と連携した汚染検査、除染計画作成	10
原子力災害被災者対応チーム	1. 自治体との連携 2. 避難所対応 3. 被災者対応 4. 地域モニタリングの計画作成	30
原子力損害賠償チーム	1. 補償相談・広報計画作成 2. 初期の補償窓口 3. 本格体制の準備 4. 法令手続き	20

本部長

副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

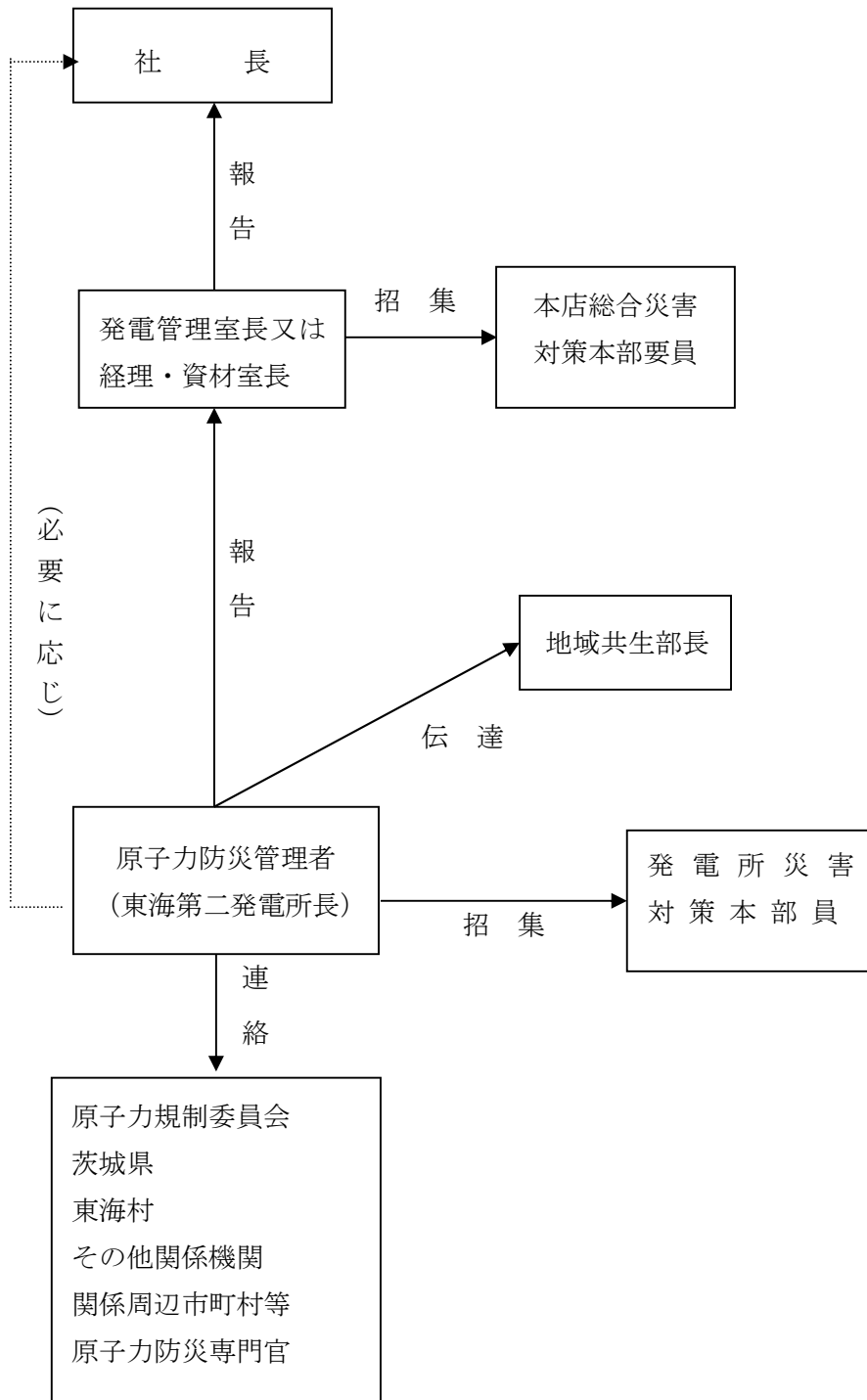
順位	副原子力防災管理者※ ¹
1	所長代理
2	副所長（原子力災害防止担当）
3	副所長（業務高度化支援担当）
4	原子力防災管理者が指名した者※ ²

※1：副原子力防災管理者は、8名以上とし、東海発電所副原子力防災管理者との兼務を可能とする。

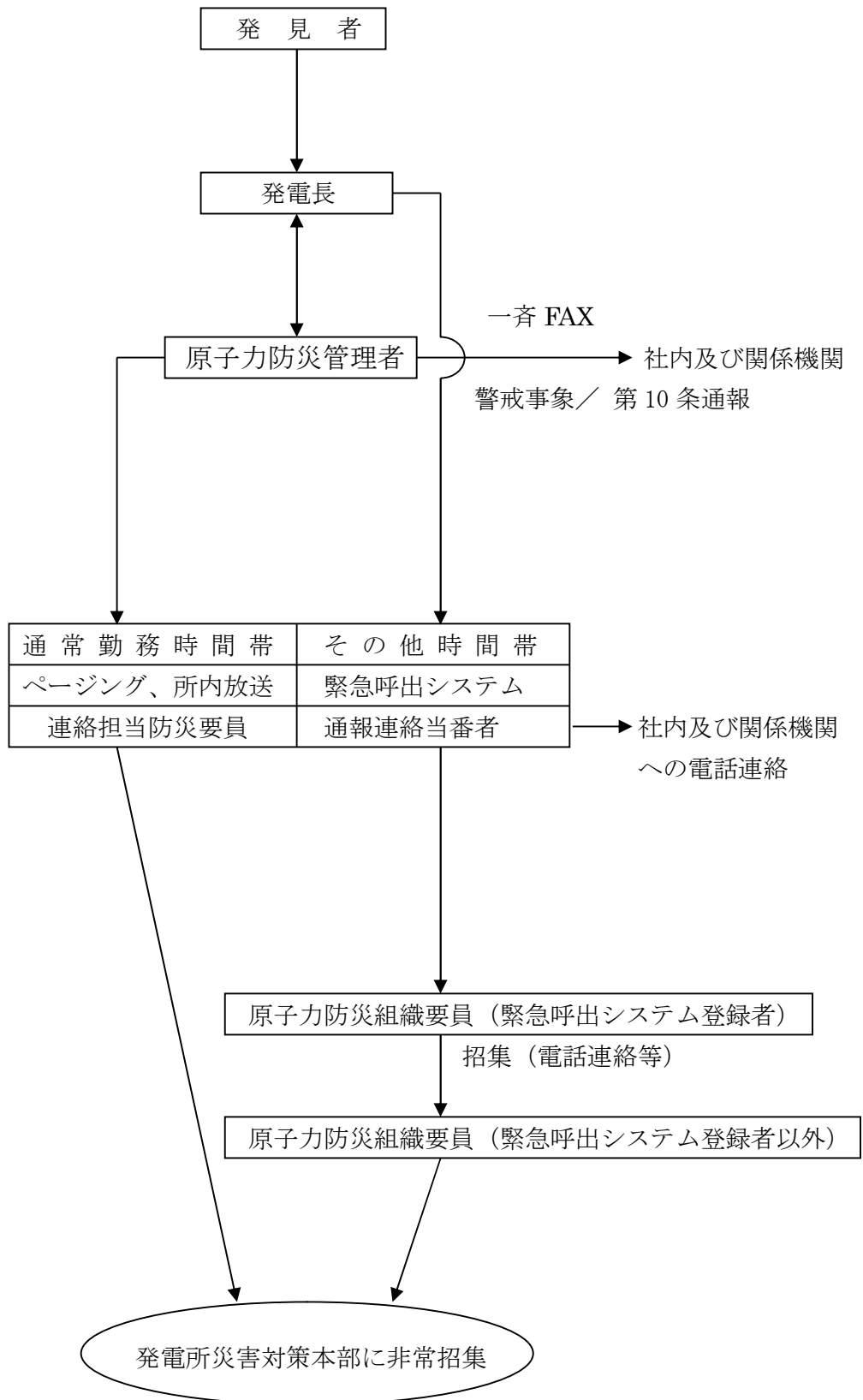
※2：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

なお、原子力防災組織の体制維持に必要な副原子力防災管理者は4名である。

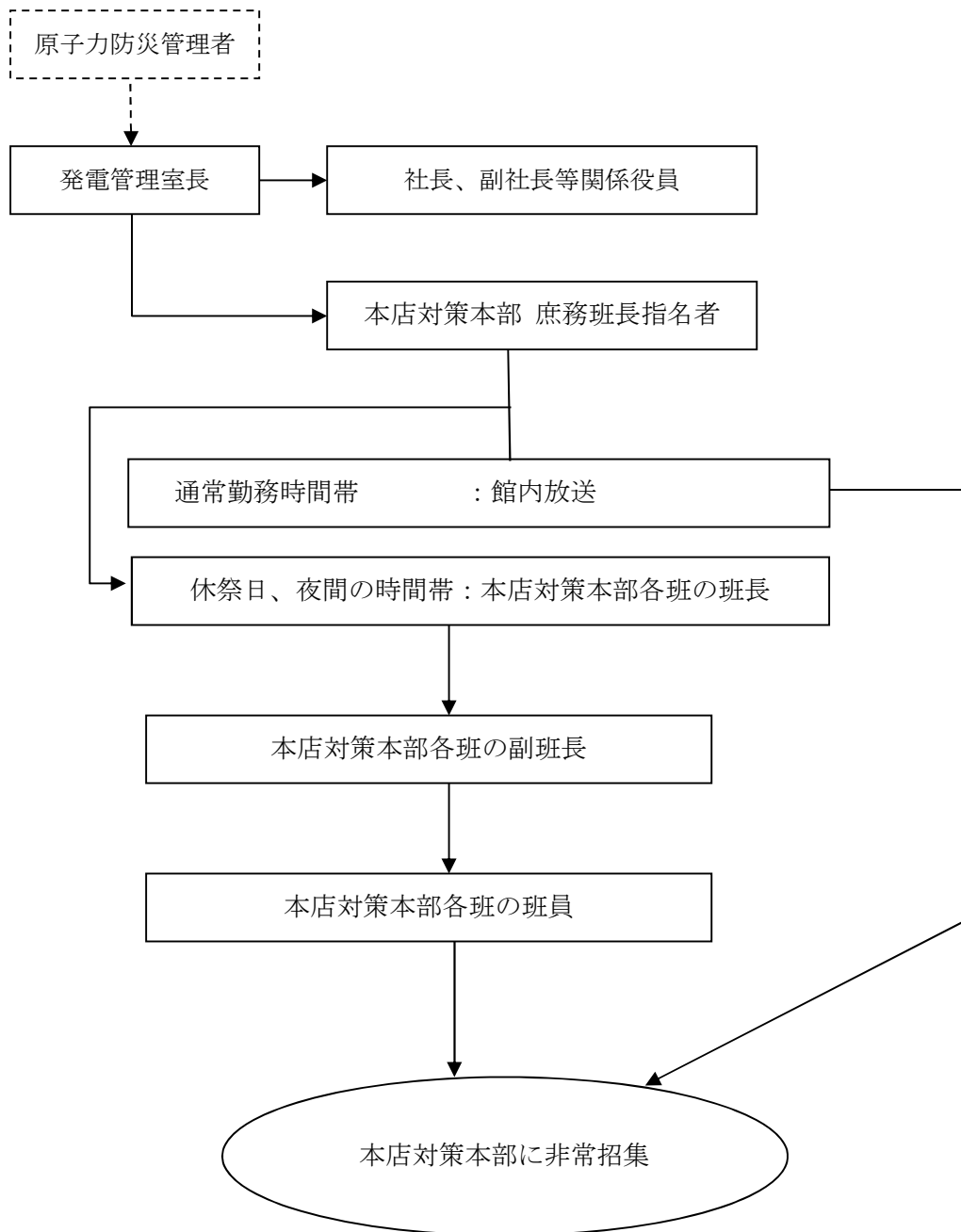
警戒事態及び非常事態宣言時の社内伝達経路



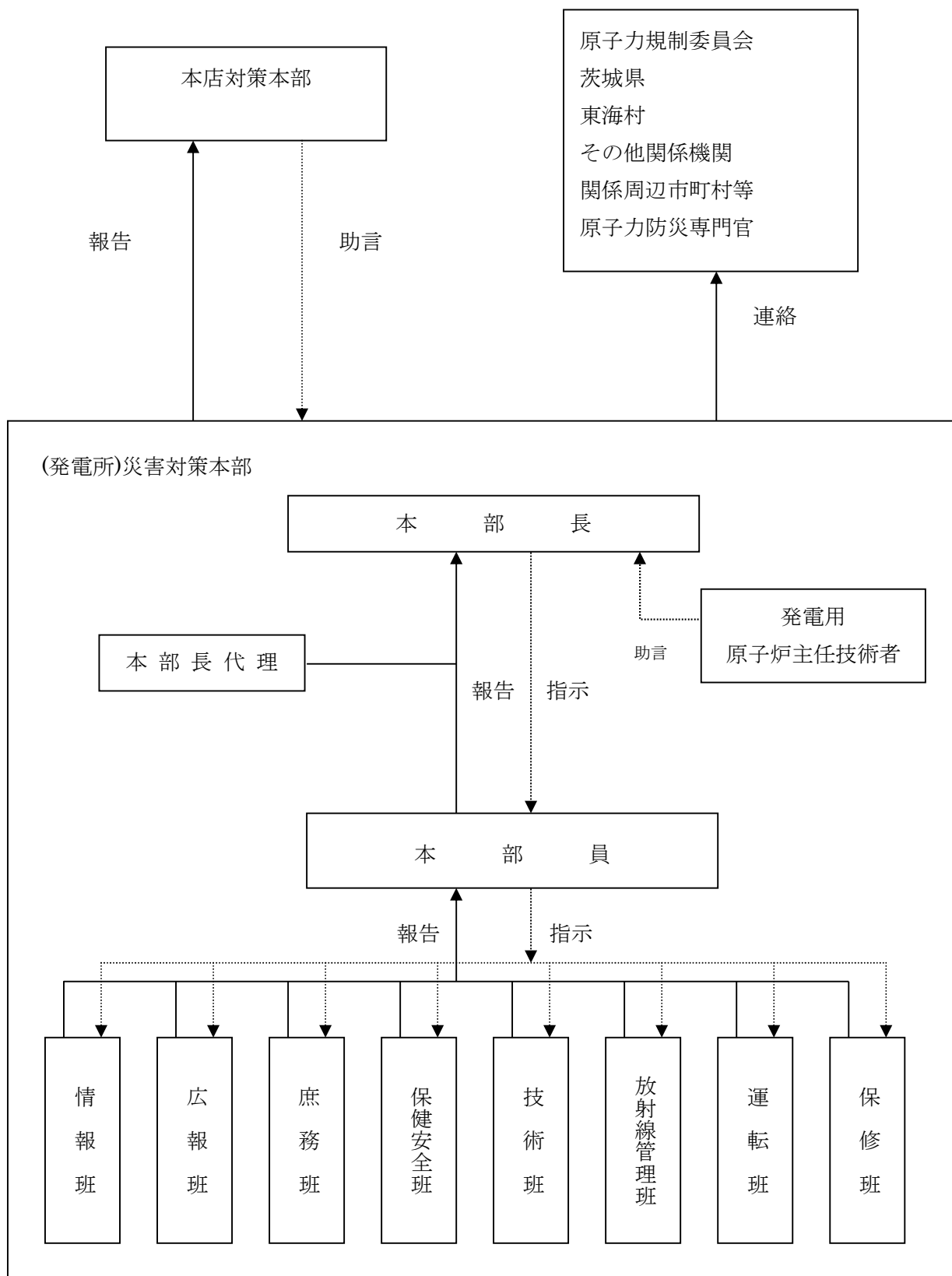
発電所原子力災害対策要員の非常招集連絡経路



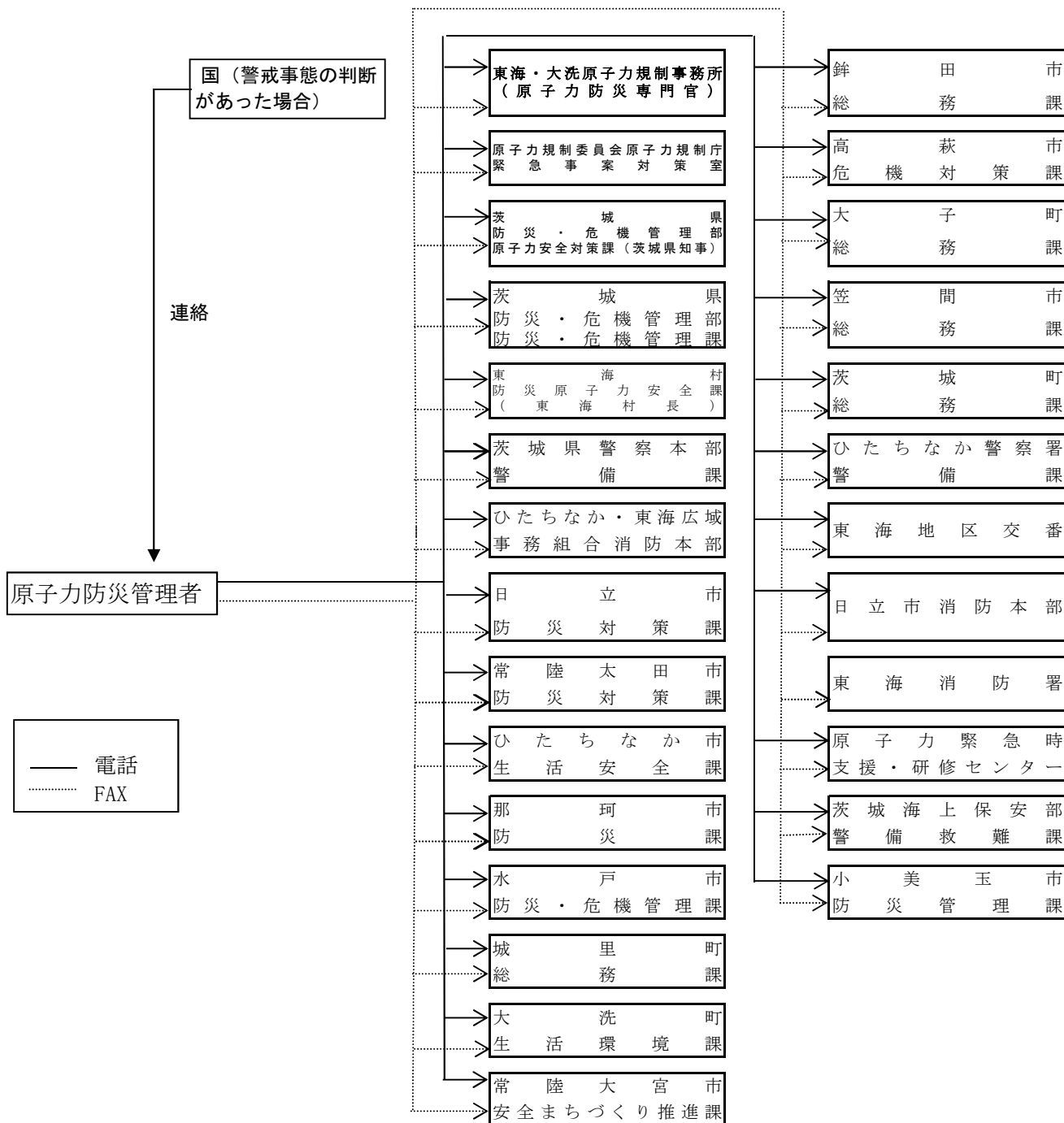
本店総合災害対策本部要員の非常招集連絡経路



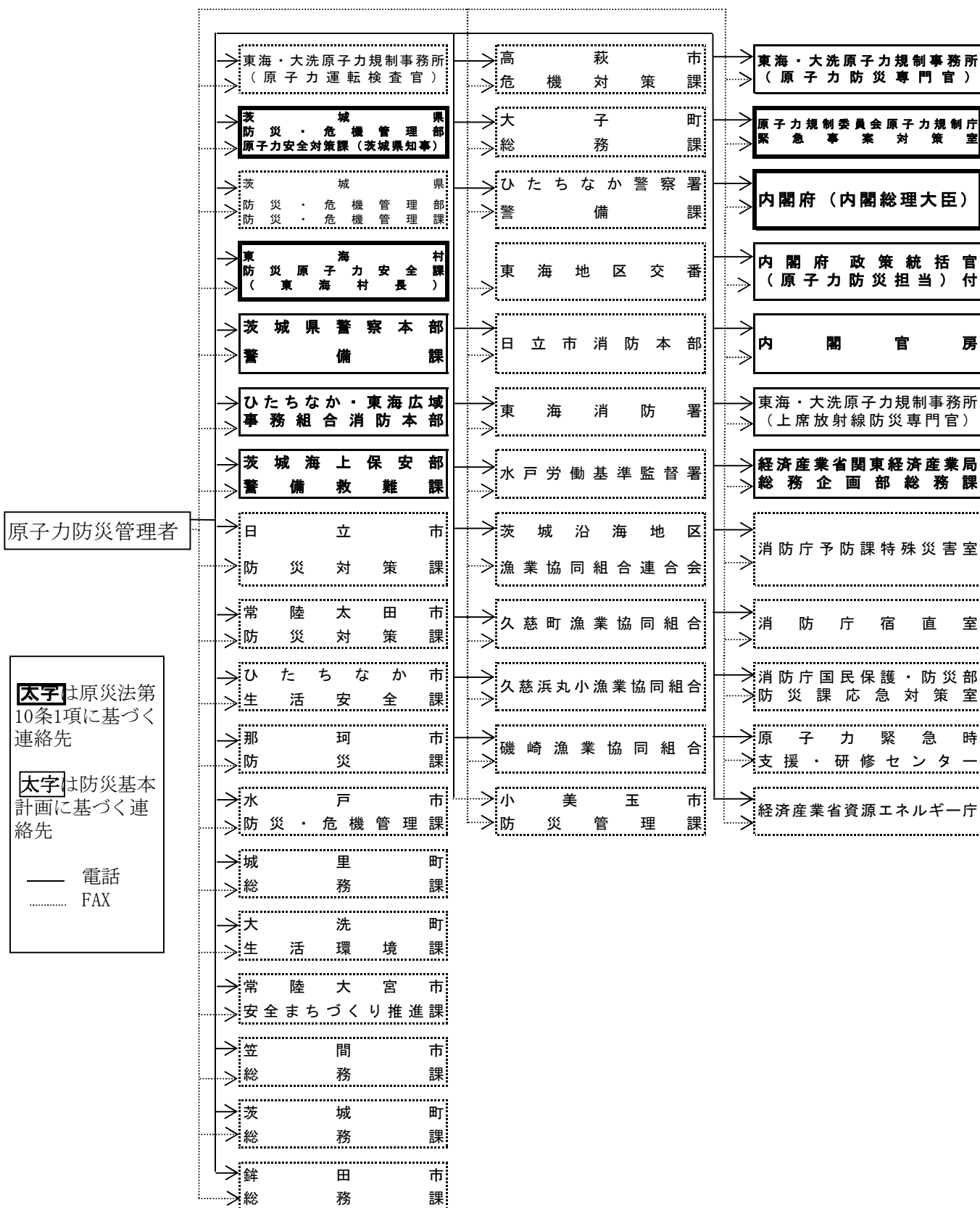
発電所災害対策本部設置後の報告連絡経路



警戒事象に基づく連絡経路



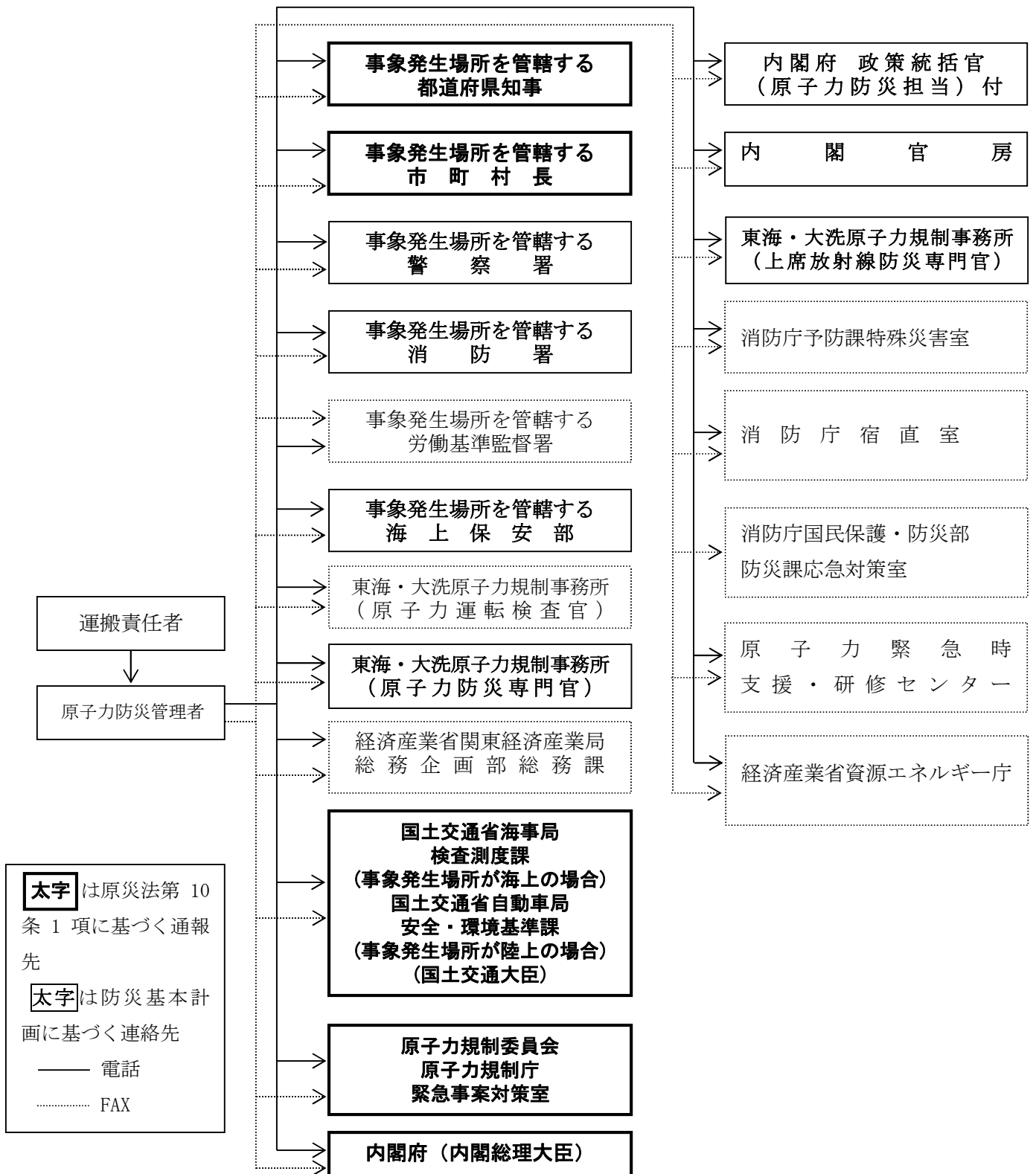
対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路—
(発電所内での事象発生)



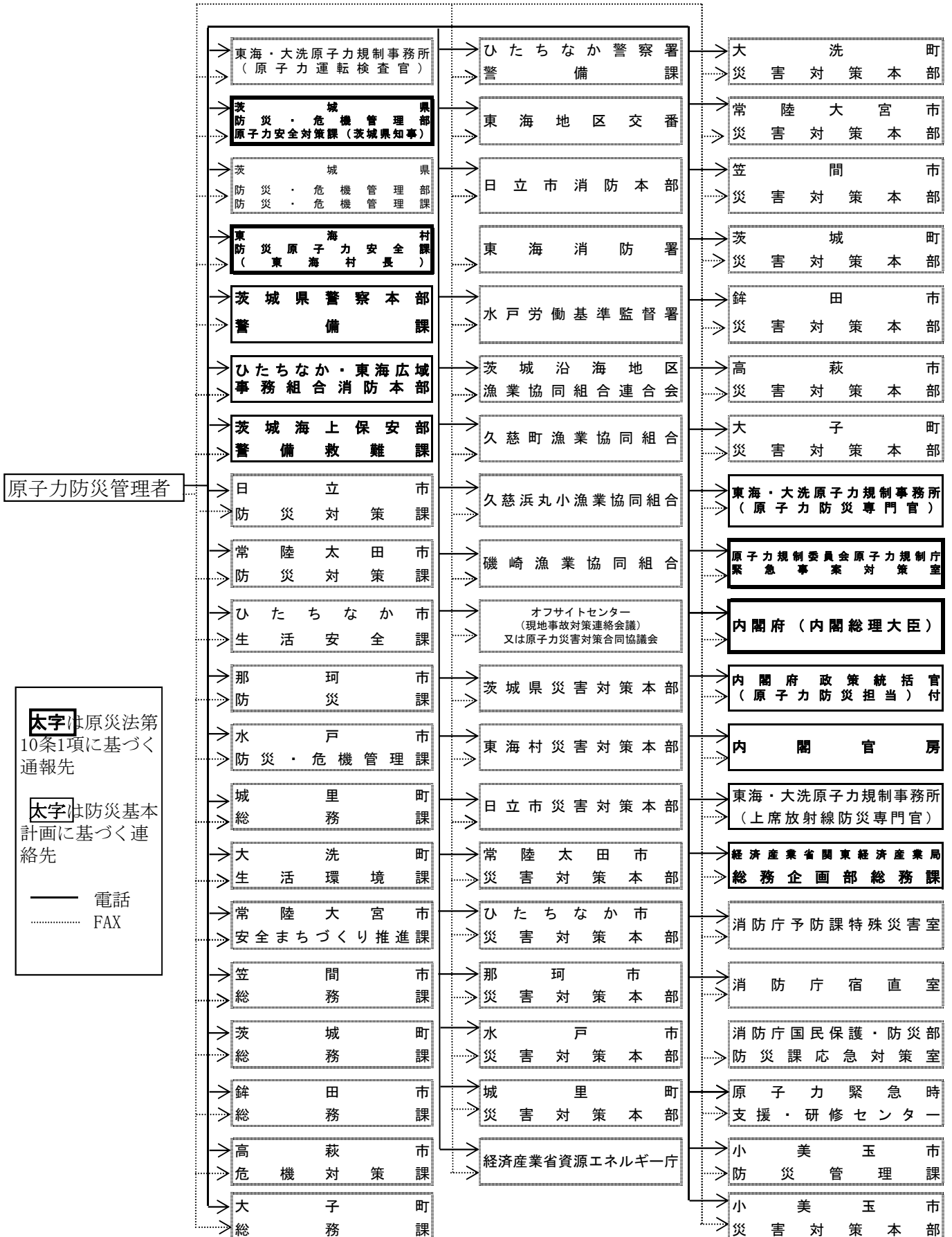
関係自治体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。

対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路—

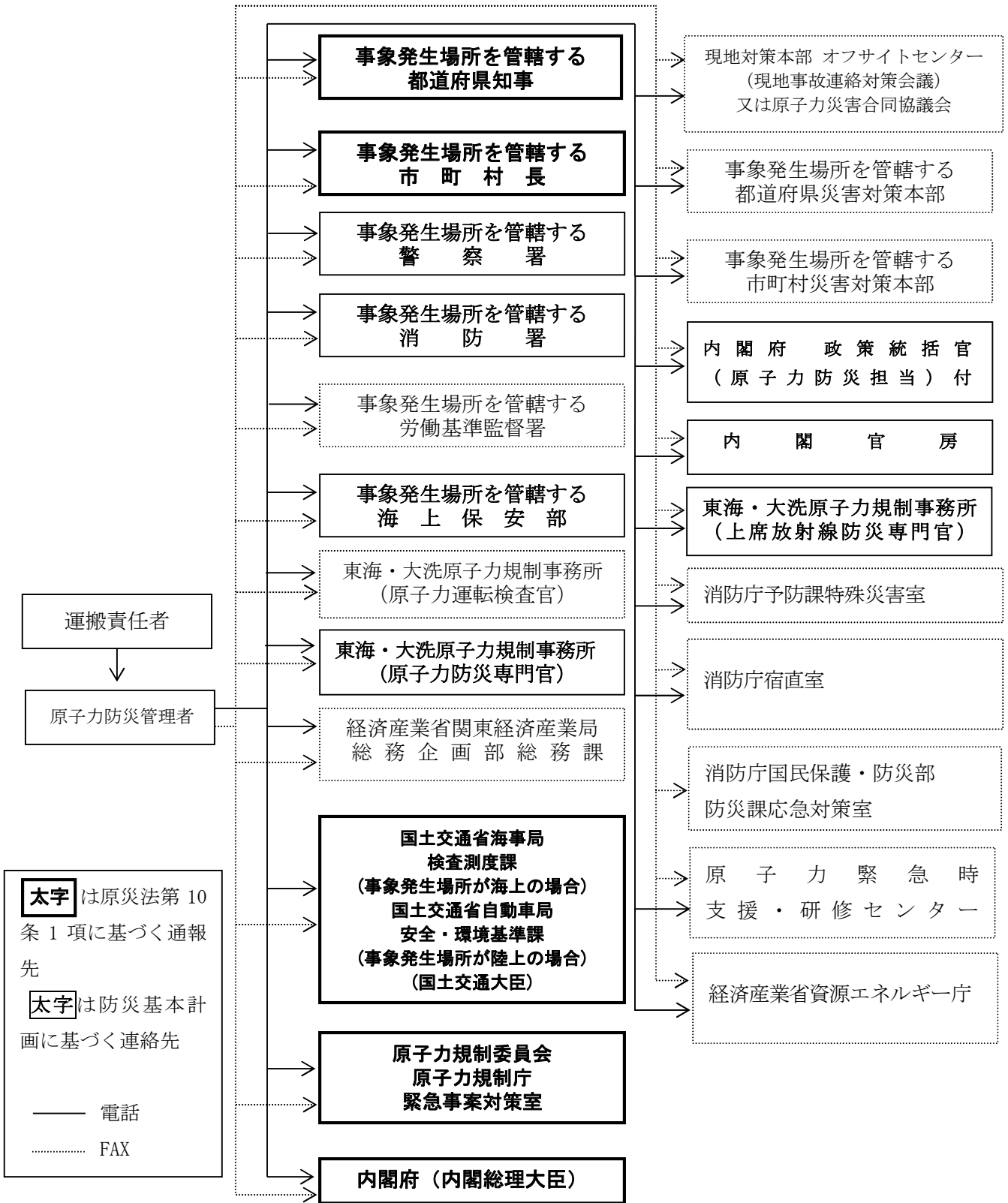
(事業所外運搬での事象発生)



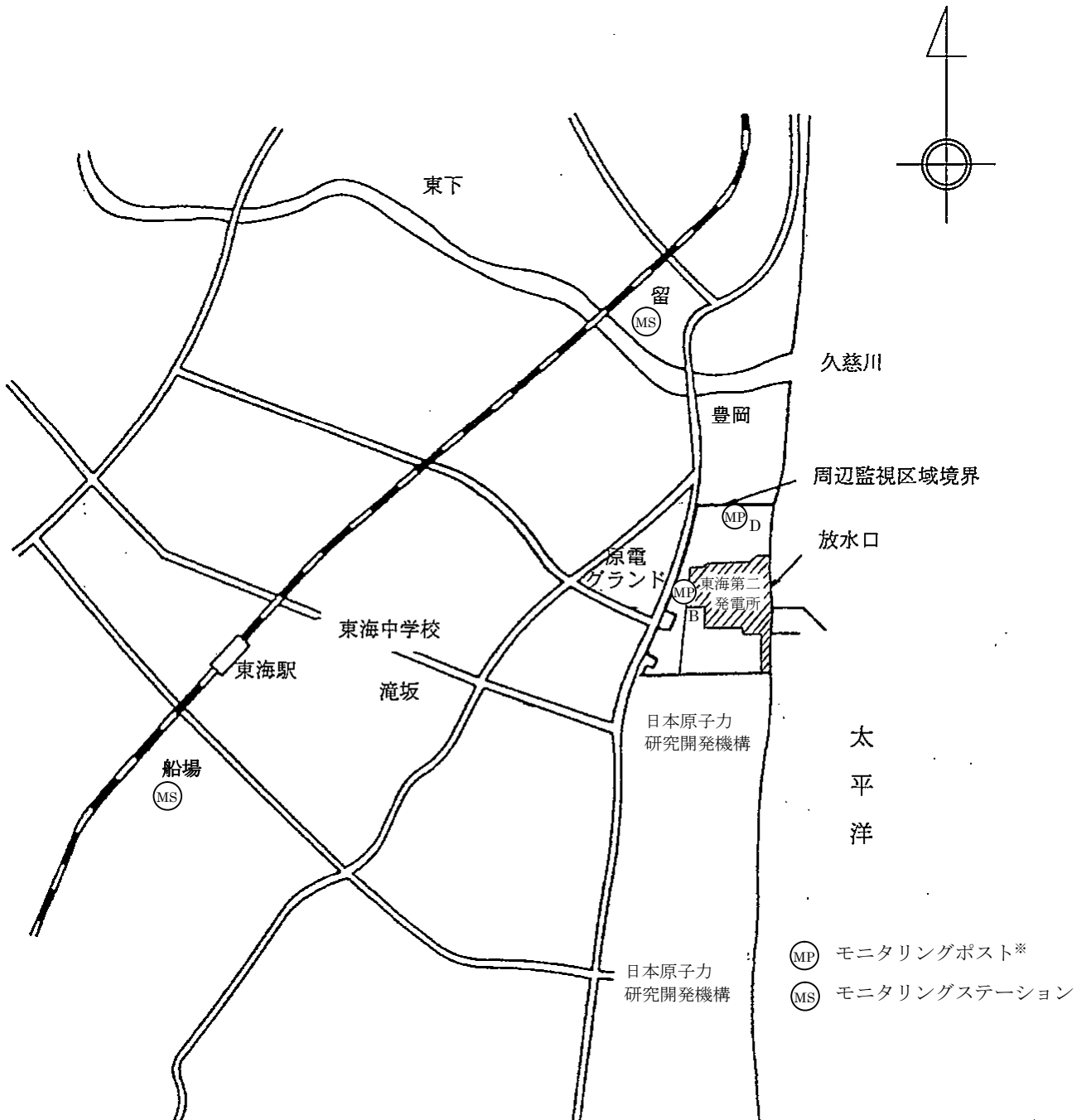
対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路—
 （発電所内での事象発生）



対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路—
 （事業所外運搬での事象発生）



発電所敷地周辺付近の放射線測定設備



名称	測定対象	測定器機種 (測定レンジ)	点検頻度
モニタリングポストB*	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (($10^1 \sim 10^5$ nGy/h) 電離箱 ($10^{-8} \sim 10^{-1}$ Gy/h)	1回/年
モニタリングポストD*	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) ($10^1 \sim 10^5$ nGy/h) 電離箱 ($10^{-8} \sim 10^{-1}$ Gy/h)	1回/年
モニタリングステーション留	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) ($10^1 \sim 10^5$ nGy/h) 電離箱 ($10^{-8} \sim 10^{-1}$ Gy/h)	1回/年
モニタリングステーション船場	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) ($10^1 \sim 10^5$ nGy/h) 電離箱 ($10^{-8} \sim 10^{-1}$ Gy/h)	1回/年

※：モニタリングポスト (原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備)

原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検内容※1	点検頻度	担当グループ	保管場所	
放射線障害防護用具	汚染防護服	汚染防護用装備・PVA スーツ	57組	外観点検	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋	
	呼吸用ボンベ（交換用ボンベのものを含む）その他の機器と一体になって使用する防護マスク	セルフ・エアー・セット	4台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋	
	フィルター付防護マスク	ダスト・マスク （チャコールフィルタ）	57組	外観点検	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋	
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線 （NTT災害時優先電話）	1回線	機能確認	1回/年	総務グループ	緊急時対策室建屋	
	ファクシミリ装置	一斉FAXシステム	1台	機能確認	1回/年	安全・防災グループ	緊急時対策室建屋	
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	10台	機能確認	1回/年	総務グループ	緊急時対策室建屋	
		衛星携帯電話	1台	機能確認	1回/年	安全・防災グループ	緊急時対策室建屋	
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ （主排気筒、非常用ガス処理系排気筒）	2台	機能確認	定期事業者 検査時毎	電気・制御グループ	排気筒モニター室 中央制御室	
		試料放射能測定装置	1台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	サービズ建屋	
		放水口モニタ	1台	機能確認	定期事業者 検査時毎	電気・制御グループ	放水口モニター室 中央制御室	
	ガンマ線測定用可搬式測定器	バックグラウンド線量当量率サーベイメータ	3台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋 モニタリングカー	
		線量当量率サーベイメータ	1台	機能確認			緊急時対策室建屋	
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	サービズ建屋 チェックポイント建屋	
	空間放射線積算線量計	熱蛍光線量計	4個	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋	
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用（α線） サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋	
		汚染密度測定用（β線） サーベイメータ	1台	機能確認				
	可搬式ダスト測定関連機器	(1) サンプラ	ダストサンプラ	4台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋
		(2) 測定器	ダストモニタ（モニタリングカーに搭載）	1式	機能確認			モニタリングカー
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	(1) サンプラ	ヨウ素サンプラ	2台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋
		(2) 測定器	ヨウ素モニタ（モニタリングカーに搭載）	1式	機能確認			モニタリングカー
個人用外部被ばく線量測定器	電子式個人線量計	57台	機能確認	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋		
原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのモニタリング設備	原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ及び、原子炉格納容器モニタ（ドライウエル）	4台	機能確認	定期事業者 検査時毎	電気・制御グループ	原子炉建屋6階 ドライウエル 中央制御室		
環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	モニタリングカー	1台	機能確認	道路運送車両法に基づく点検頻度	放射線・化学管理 グループ	放管センター 南側駐車場		
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	1,140錠	数量確認	1回/年	総務グループ	事務本館	
	担架	担架	1台	外観点検	1回/年	総務グループ	事務本館	
	除染用具	除染キット	1式	外観点検	1回/年	放射線・化学管理 グループ	緊急時対策室建屋	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	機能確認	道路運送車両法に基づく点検頻度	総務グループ	放管センター 南側駐車場	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	化学消防自動車 可搬式動力ポンプ設備	1式	機能確認	1回/年	安全・防災グループ	監視所前 別館前	

注：上記資機材については、排気筒モニタ、試料放射能測定装置、放水口モニタ、原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ及び原子炉格納容器モニタ（ドライウエル）を除き東海発電所との共用としている。

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所	担当グループ
放射線障害防止用器具	セルフ・エアー・セット	4台	機能確認	1回/年	サービス建屋	放射線・化学管理グループ
	高線量対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策室建屋	放射線・化学管理グループ
非常用通信機器	無線装置（移動局）	17台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋、各車両	安全・防災グループ
	衛星電話	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	衛星携帯電話	3台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	衛星ファクシミリ	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系/地上系）	テレビ会議システム	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	ファクシミリ	3台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	I P 電話	6台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	S P D S	1式	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	保安運営グループ
計測器等	可搬式モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策室建屋	放射線・化学管理グループ
	ホールボディカウンタ	1台	機能確認	1回/年	放管センター	放射線・化学管理グループ
非常用食料	アルファ米	2,400食	数量確認	1回/年	緊急時対策室建屋 廃棄物貯蔵庫（レーザー）	総務グループ
	サバイバルフーズ	2,940食	数量確認	1回/年	緊急時対策室建屋 廃棄物貯蔵庫（レーザー）	総務グループ
	保存水（1.5リットル）	96本	数量確認	1回/年	廃棄物貯蔵庫（レーザー）	総務グループ
	保存水（2.0リットル）	894本	数量確認	1回/年	緊急時対策室建屋 廃棄物貯蔵庫（レーザー）	総務グループ

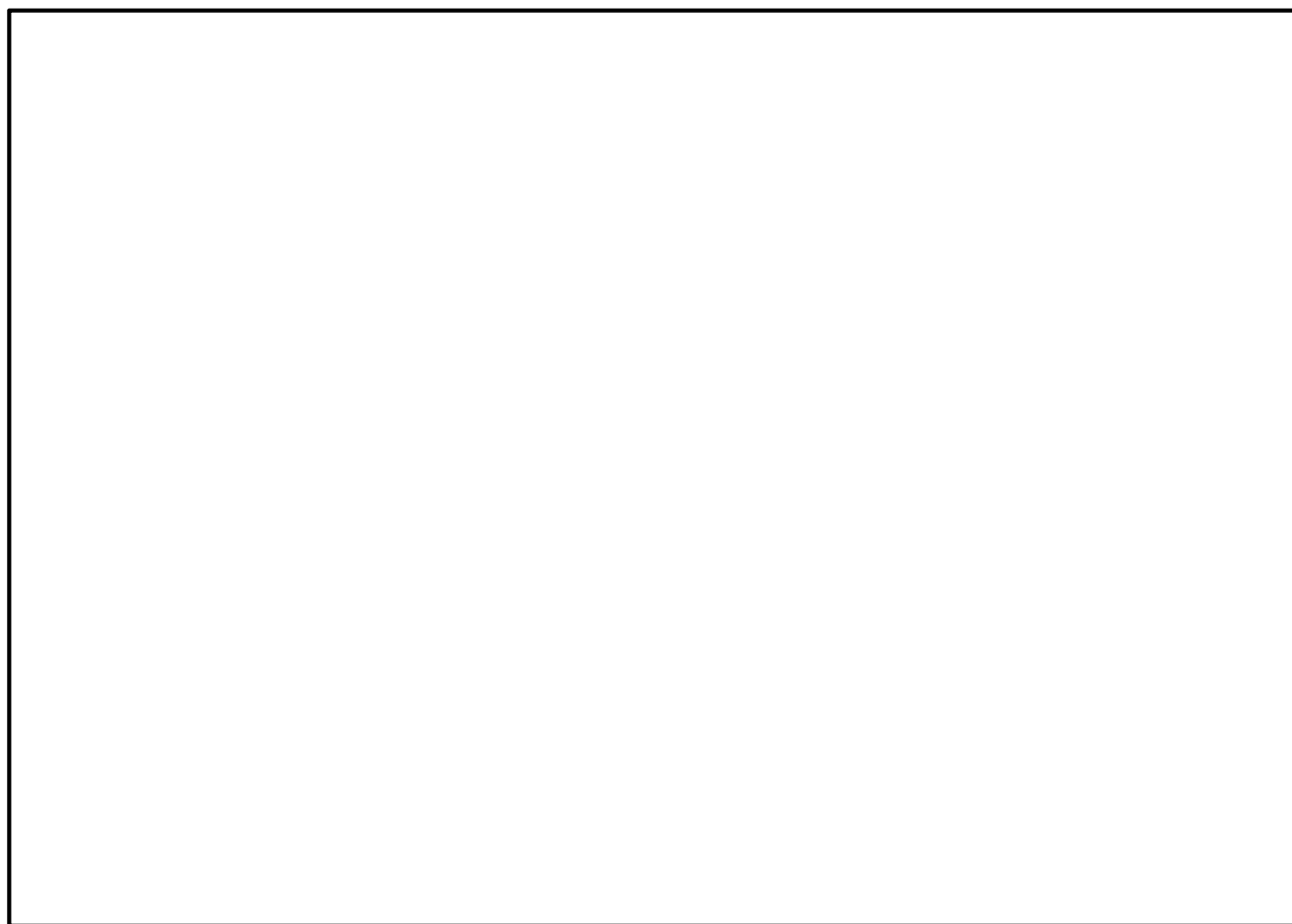
注：上記資機材については、SPDSを除き東海発電所との共用としている。

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

シビアアクシデント対策等に関する資機材

名 称	数 量	点検内容※ ¹	点検頻度	設置場所※	担当グループ [°]
水槽付消防ポンプ自動車 (2.8m ³ /min, 吐出圧力0.85MPa)	1台	機能確認	1回/年	監視所西側	安全・防災 グループ [°]
化学消防自動車 (2.8m ³ /min, 吐出圧力0.85MPa)	1台	機能確認	1回/年	監視所西側	安全・防災 グループ [°]
海水利用型消防水利システム (4m ³ /min, 全揚程0.8MPa)	6式	機能確認	1回/年	原電グラント [°] (可搬型設備保管場所) (5台) 別館北側 (1台)	安全・防災 グループ [°]
低圧電源車 (500kVA)	4台	機能確認	1回/年	原電グラント [°] (可搬型設備保管場所) (2台) 正門横 (1台) 放管センター北側 (1台)	電気・制御 グループ [°]
高圧電源車 (1,725kVA)	5台	機能確認	1回/年	原電グラント [°] (可搬型設備保管場所)	電気・制御 グループ [°]
ホイールローダ	2台	機能確認	1回/年	原電グラント [°] (可搬型設備保管場所)	安全・防災 グループ [°]

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。



※枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

※：安全性向上対策工事の進捗により、設置場所を変更する場合があります。

本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材

本店総合災害対策本部

分類	名称	数量	点検内容 ^{※1}	点検頻度	保管場所
非常用 通信機器	テレビ会議システム	1式	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
	NTT電話回線	7回線	機能確認	—	本店総合災害対策本部室
	社内電話	8回線	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
	無線装置	1回線	機能確認	2回/年	本店総合災害対策本部室
	衛星電話	3台	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
	衛星携帯電話	1台	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
	衛星電話・ファクシミリ(インマルサット)	1台	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器 (衛星系/地上系)	テレビ会議システム ^{※2}	1台	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
	ファクシミリ	3台	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
	IP電話	5台	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
その他資機材	SPDS表示パソコン	1台	機能確認	1回/年	本店総合災害対策本部室
	非常用食料(保存水を含む。) ^{※3}	1,100食以上	数量確認	1回/年	総務倉庫
	非常用発電機	1台	機能確認	1回/年	本店社屋屋上
	燃料(軽油) ^{※4}	72時間分	数量確認	1回/年	本店社屋屋上

注: 上記資機材については、東海発電所との共用としている。

※1: 機能確認には外観点検、数量確認を含む。

※2: 定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※3: 記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。

※4: 記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。

原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所※ ²
出入管理	入構管理証発行機	1式	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	放射線防護教育資料	100部	数量確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
計測器類	汚染密度測定用(β線) サーベイメータ	5台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	バックグラウンド線量当量率 サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	線量当量率サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	個人用外部被ばく線量測定器	126台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
放射線障害 防護用器具	汚染防護服(タイベック等)	756組	外観点検	1回/年	地域共生部(茨城事務所) 及び地域共生部近傍倉庫
	ダスト・マスク	189個	外観点検	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	チャコールフィルタ	1,512個	外観点検	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
非常用電源	移動式発電機	1台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
非常用 通信機器	携帯電話	5台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	携帯電話(災害優先)	5台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	衛星携帯電話	1台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	衛星ファクシミリ	1台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
その他 資機材	安定ヨウ素剤	1,512錠	数量確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	除染用資機材※ ³	1式	—	—	—
	養生シート	1式	外観点検	1回/年	地域共生部(茨城 事務所)近傍倉庫
	非常用食料※ ⁴	—	—	—	—
	資機材輸送用車両	1台	機能確認	1回/年	地域共生部 (茨城事務所)
	燃料(軽油)※ ⁴	—	—	—	—

注：上記資機材については、東海発電所との共用としている。

※1：機能確認には、外観点検、数量確認を含む。外観点検には、数量確認を含む。

※2：上記の保管場所からの支援施設への輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

※3：原子力緊急事態支援組織による集中管理資機材として必要時に提供を受ける。

※4：調達可能な小売店等から調達する。

オフサイトセンターに備え付けるべき資料

資 料 名	
1. 組織及び体制に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉施設保安規定（東海第二発電所） ※ ②原子力事業者防災業務計画（東海第二発電所） ※ ③東海第二発電所非常時運転手順書
2. 放射能影響推定に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉設置（変更）許可申請書（東海第二発電所） ※ ②原子力事業所の施設の配置図（東海第二発電所） ※ ③東海第二発電所系統図 ④東海第二発電所プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑤東海第二発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表

※：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

発電所の災害対策本部室に備え付ける資料

資 料 名	
1. 組織及び体制に関する資料	<p>(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料</p> <p>①東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ※</p> <p>②東海第二発電所原子炉施設保安規定 ※</p> <p>③災害対策規程</p> <p>④東海第二発電所災害対策要領</p> <p>⑤東海発電所・東海第二発電所防火管理要領</p> <p>⑥東海第二発電所非常時運転手順書</p> <p>(2) 緊急時通信連絡体制資料</p> <p>①東海第二発電所災害対策要領</p> <p>②東海発電所・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領</p>
2. 放射能影響推定に関する資料	<p>(1) 気象観測関係資料</p> <p>①気象観測データ</p> <p>(2) 環境モニタリング資料</p> <p>①空間線量モニタリング配置図</p> <p>②環境試料サンプリング位置図</p> <p>③環境モニタリング測定データ</p> <p>(3) 発電所設備資料</p> <p>①主要系統模式図</p> <p>②原子炉設置(変更)許可申請書 ※</p> <p>③系統図</p> <p>④施設配置図 ※</p> <p>⑤プラント関連プロセス及び放射線計測配置図</p> <p>⑥主要設備概要</p> <p>⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</p> <p>(4) 周辺人口関連データ</p> <p>①方位別人口分布図</p> <p>②集落別人口分布図</p> <p>③周辺市町村人口表</p> <p>(5) 周辺環境資料</p> <p>①周辺航空写真</p> <p>②周辺地図(2万5千分の1)</p> <p>③周辺地図(5万分の1)</p> <p>④市町村市街図</p>
3. 事業所外運搬に関する資料	<p>(1) 全国道路地図</p> <p>(2) 海図(日本領海部分)</p> <p>(3) N F T - 3 2 B 型核燃料輸送物設計承認書</p>

※：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

本店総合災害対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ①東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ※ ②東海第二発電所原子炉施設保安規定 ※ ③災害対策規程 ④東海第二発電所災害対策要領 ⑤東海発電所・東海第二発電所防火管理要領 ⑥東海発電所・東海第二発電所非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①東海第二発電所災害対策要領 ②東海発電所・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領	
2. 社会環境に関する資料	(1) 周辺人口関連データ ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③周辺市町村人口表 (2) 周辺環境資料 ①周辺航空写真 ②周辺地図 (2万5千分の1) ③周辺地図 (5万分の1) ④市町村市街図	本店総合災害対策本部室
3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 気象観測関係資料 ①気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置 (変更) 許可申請書 ※ ③系統図 ④施設配置図 ※ ⑤プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑥主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表	本店総合災害対策本部室
4. 事業所外運搬に関する資料	(1) 全国道路地図 (2) 海図 (日本領海部分) (3) N F T - 3 2 B 型核燃料輸送物設計承認書	本店総合災害対策本部室

※：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

原子力事業所災害対策支援拠点の活動で使用する資料

区 分	資 料 名	保 管 場 所 ^{※2}
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ※1 ②東海第二発電所原子炉施設保安規定 ※1 ③災害対策規程 ④東海第二発電所災害対策要領 ⑤東海発電所・東海第二発電所防火管理要領 ⑥東海発電所・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①東海第二発電所災害対策要領 ②東海発電所・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領	本店発電管理室 執務室
2. 社会環境に関する資料	(1) 東海・東海第二発電所周辺航空写真 (2) 東海・東海第二発電所周辺人口関連データ等 ①方位別人口分布図 ②集落の人口分布図 ③周辺市町村人口表 ④東海村世帯数及び人口（町丁字別）一覧表 ⑤周辺道路状況図 ⑥周辺公共機関等の配置図 ⑦周辺土地利用状況図（農・畜・水産物等）	本店発電管理室 執務室
3. 設備に関する資料	(1) 東海第二発電所設備資料 ①原子炉設置（変更）許可申請書 ※1 ②原子力事業所の施設の配置図 ※1	本店発電管理室 執務室

※1 原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

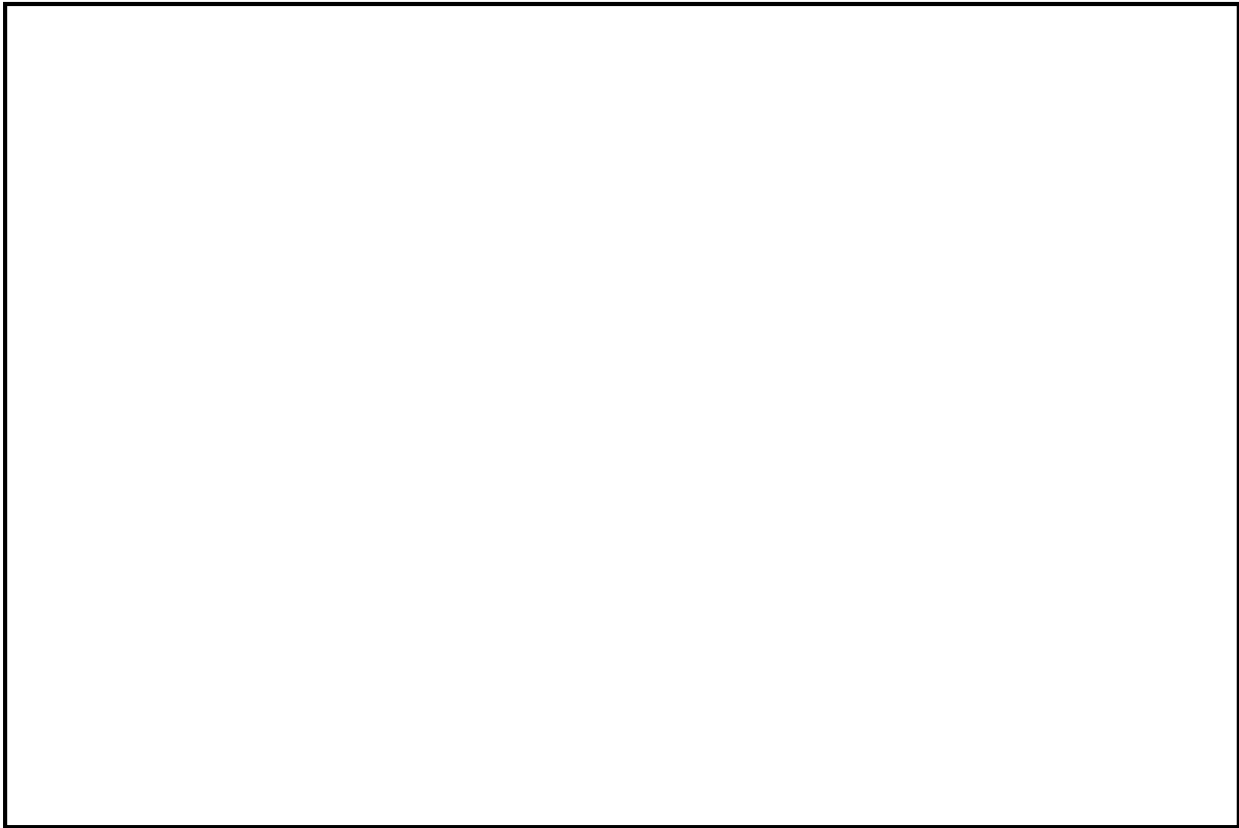
※2 上記保管場所からの支援施設への輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料

区 分	資 料 名
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ※ ②東海第二発電所原子炉施設保安規定 ※ ③東海第二発電所 非常時運転手順書
2. 設備に関する資料	(1) 東海第二発電所設備資料 ①原子炉設置(変更)許可申請書 ※ ②原子力事業所の施設の配置図 ※ ③東海第二発電所系統図 ④東海第二発電所プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑤東海第二発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表

※：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

発電所内の緊急時対策室等



※枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません

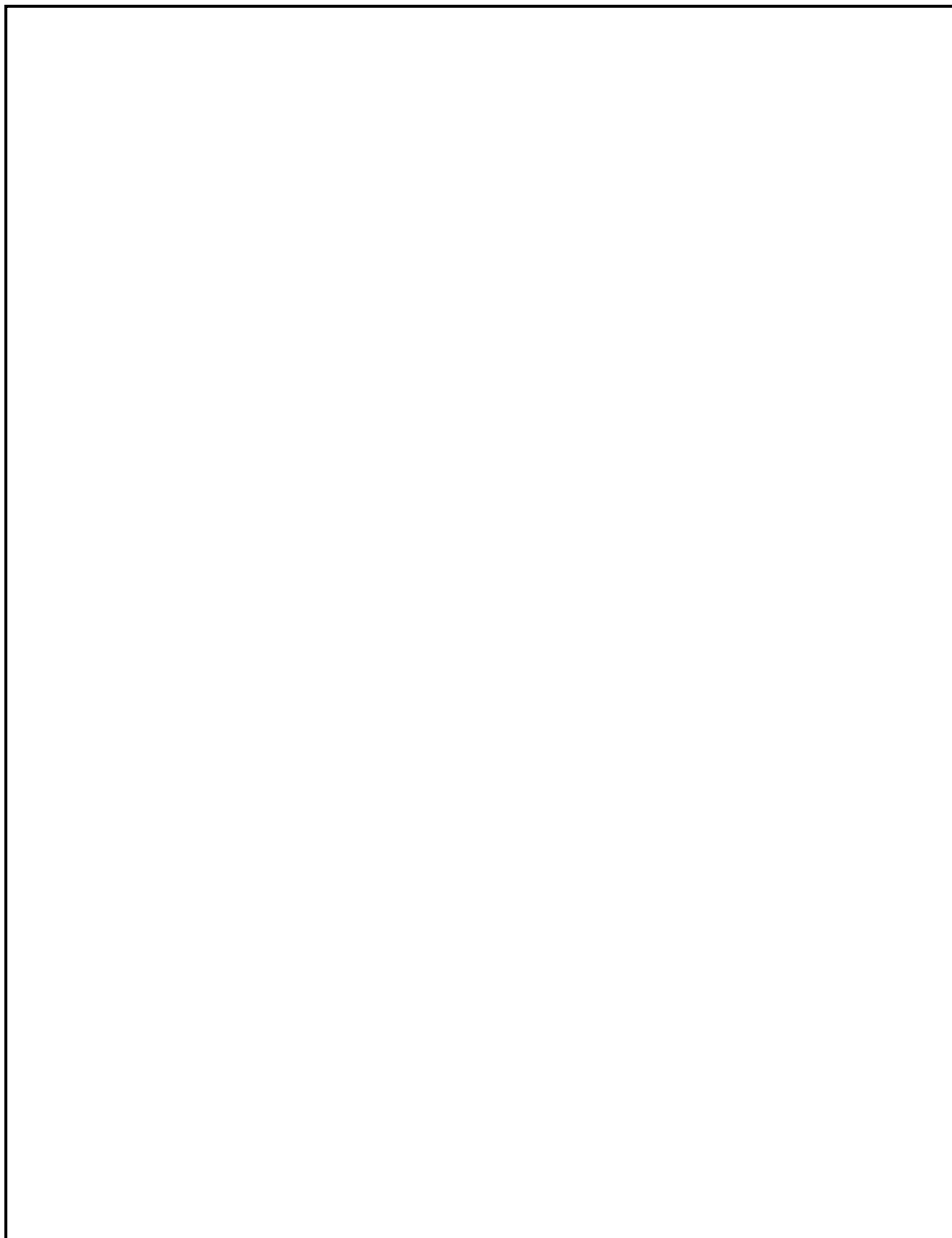
分類	名称	数量	仕様	点検頻度	設置場所	担当グループ
気象 観測装置	風向風速計 (EL 約 148m)	1 式	16 方位, 風速レンジ 30m/s	1 回/年	固体廃棄物 貯蔵庫付近	放射線・化学管理 グループ
	風向風速計 (EL 約 18m)	1 式	16 方位, 風速レンジ 30m/s	1 回/年	固体廃棄物 貯蔵庫付近	放射線・化学管理 グループ

発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

緊急時対策室

項目	仕様
広さ	・面積 約 3 5 0 m ²
耐地震・耐津波	・免震構造、E L. 1 3. 1 5 m
耐放射線	・ 2 階面をコンクリート壁厚にて遮へい ・換気浄化設備
非常用電源	・建屋屋上に専用空冷式非常用ガスタービン発電機
燃料	・備蓄燃料 約 2 0, 0 0 0 リットル (3 日分) ・その他 調達可能な小売店等から調達
通信設備	・別表 2 - 1 2 のとおり

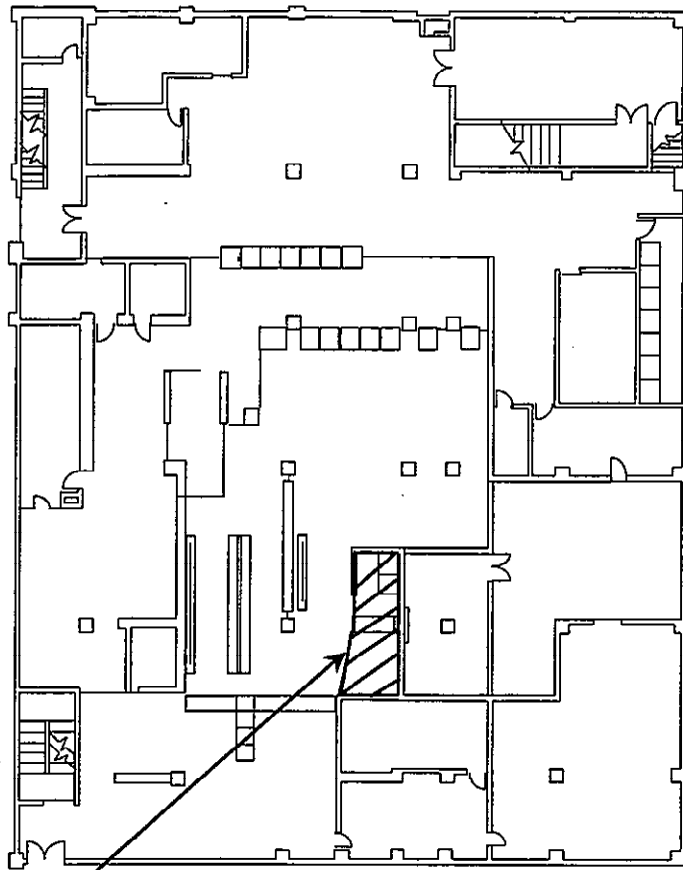
発電所社有地の集合場所及び退避場所



※枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

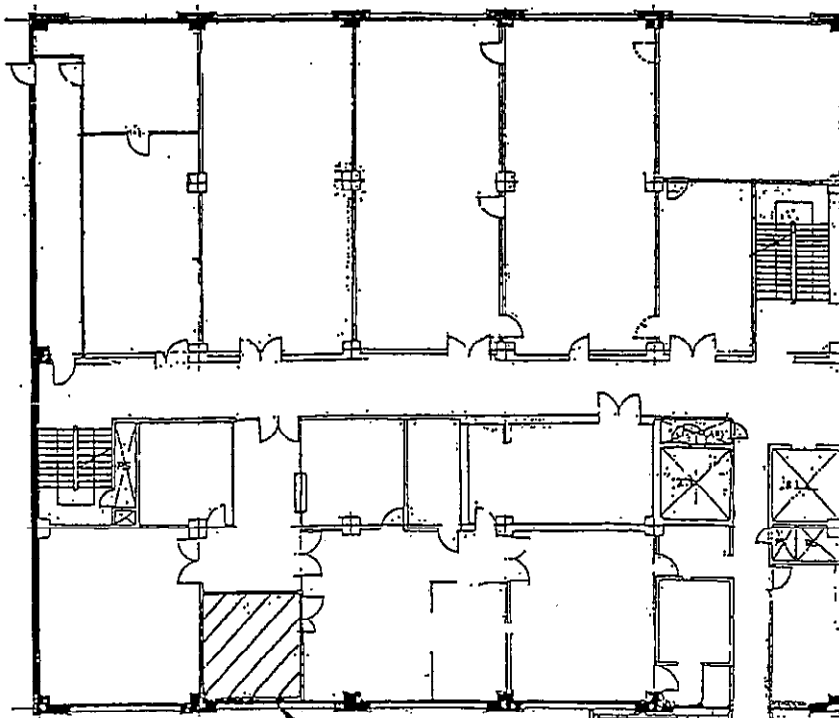
発電所応急処置施設配置図

東海第二発電所サービス建屋 2階



シャワー室および応急処置室

事務本館 3階



処置室

緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧

No.	データ項目	単位	No.	データ項目	単位
1	主排気筒モニタ (高レンジ)	mSv/h	66	RCIC流量	ℓ/s
2	主排気筒放射線モニタA	cps	67	RCIC作動状態	—
3	主排気筒放射線モニタB	cps	68	逃がし安全弁A出口温度	℃
4	SGTSモニタ (高レンジ) A	mSv/h	69	逃がし安全弁B出口温度	℃
5	SGTSモニタ (高レンジ) B	mSv/h	70	逃がし安全弁C出口温度	℃
6	SGTSモニタ (低レンジ) A	cps	71	逃がし安全弁D出口温度	℃
7	SGTSモニタ (低レンジ) B	cps	72	逃がし安全弁E出口温度	℃
8	風向 (140m)	—	73	逃がし安全弁F出口温度	℃
9	風向 (81m)	—	74	逃がし安全弁G出口温度	℃
10	風向 (地上)	—	75	逃がし安全弁H出口温度	℃
11	風速 (140m)	m/s	76	逃がし安全弁J出口温度	℃
12	風速 (81m)	m/s	77	逃がし安全弁K出口温度	℃
13	風速 (地上)	m/s	78	逃がし安全弁L出口温度	℃
14	大気安定度	—	79	逃がし安全弁M出口温度	℃
15	モニタリングポストA (低)	nGy/h	80	逃がし安全弁N出口温度	℃
16	モニタリングポストB (低)	nGy/h	81	逃がし安全弁P出口温度	℃
17	モニタリングポストC (低)	nGy/h	82	逃がし安全弁R出口温度	℃
18	モニタリングポストD (低)	nGy/h	83	逃がし安全弁S出口温度	℃
19	モニタリングポストA (高)	nGy/h	84	逃がし安全弁U出口温度	℃
20	モニタリングポストB (高)	nGy/h	85	逃がし安全弁V出口温度	℃
21	モニタリングポストC (高)	nGy/h	86	格納容器第1スプレイ弁A全開	—
22	モニタリングポストD (高)	nGy/h	87	格納容器第2スプレイ弁A全開	—
23	原子炉圧力	MPa	88	格納容器第1スプレイ弁B全開	—
24	PLRポンプB入口温度	℃	89	格納容器第2スプレイ弁B全開	—
25	PLRポンプA入口温度	℃	90	RHR A注入弁全開	—
26	HPCS流量	ℓ/s	91	RHR B注入弁全開	—
27	LPCS流量	ℓ/s	92	RHR C注入弁全開	—
28	HPCSポンプ遮断器信号閉	—	93	CAMS A放射線レベル (D/W)	mSv/h
29	LPCSポンプ遮断器信号閉	—	94	CAMS B放射線レベル (D/W)	mSv/h
30	ADS A作動	—	95	CAMS C放射線レベル (S/P)	mSv/h
31	ADS B作動	—	96	CAMS D放射線レベル (S/P)	mSv/h
32	RHR A流量	ℓ/s	97	ドライウエル温度 (最高)	℃
33	RHR B流量	ℓ/s	98	サブレーションプール水温度 (最高)	℃
34	RHR C流量	ℓ/s	99	サブレーションプール水位A	cm
35	RHRポンプ遮断器信号A閉	—	100	CAMS A水素濃度 (D/W)	%
36	RHRポンプ遮断器信号B閉	—	101	CAMS B水素濃度 (D/W)	%
37	RHRポンプ遮断器信号C閉	—	102	CAMS A酸素濃度 (S/P)	%
38	原子炉水位 (広帯域)	mm	103	CAMS B酸素濃度 (S/P)	%
39	原子炉水位 (燃料域)	mm	104	CAMS A酸素濃度 (D/W)	%
40	原子炉水位 (狭帯域)	mm	105	CAMS B酸素濃度 (D/W)	%
41	APRMレベル平均値	%	106	CAMS A酸素濃度 (S/P)	%
42	全制御棒全挿入	—	107	CAMS B酸素濃度 (S/P)	%
43	ドライウエル圧力 (広帯域)	kPa(A)	108	SRNM計数率CH. A	cps
44	S/P圧力	kPa(A)	109	SRNM計数率CH. B	cps
45	NS4内側隔離	—	110	SRNM計数率CH. C	cps
46	NS4外側隔離	—	111	SRNM計数率CH. D	cps
47	主蒸気内側隔離弁A全閉	—	112	SRNM計数率CH. E	cps
48	主蒸気内側隔離弁B全閉	—	113	SRNM計数率CH. F	cps
49	主蒸気内側隔離弁C全閉	—	114	SRNM計数率CH. G	cps
50	主蒸気内側隔離弁D全閉	—	115	SRNM計数率CH. H	cps
51	主蒸気外側隔離弁A全閉	—	116	SGTS A作動	—
52	主蒸気外側隔離弁B全閉	—	117	SGTS B作動	—
53	主蒸気外側隔離弁C全閉	—	118	主蒸気管放射線モニタA	μSv/h
54	主蒸気外側隔離弁D全閉	—	119	主蒸気管放射線モニタB	μSv/h
55	6.9kV母線2A-1電圧	kV	120	主蒸気管放射線モニタC	μSv/h
56	6.9kV母線2A-2電圧	kV	121	主蒸気管放射線モニタD	μSv/h
57	6.9kV母線2B-1電圧	kV	122	放水口モニタ (T-2)	cps
58	6.9kV母線2B-2電圧	kV	123	原子炉モードSW「運転」	—
59	6.9kV母線2C電圧	kV	124	排ガス放射能 (プレホールドアップ) A	mSv/h
60	6.9kV母線2D電圧	kV	125	排ガス放射能 (プレホールドアップ) B	mSv/h
61	6.9kV母線HPCS電圧	kV	126	使用済燃料プール水位※	m
62	D/G 2C遮断器 (660) 閉	—			
63	D/G 2D遮断器 (670) 閉	—			
64	HPCS-D/G受電遮断器閉	—			
65	原子炉給水流量	t/h			

※：使用済燃料プール水位の伝送開始は、令和2年度予定。

本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

本店総合災害対策本部室（事業者総合災害対策本部）

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 3 2 0 m ²
耐震性・耐津波	・免震構造（中間免震構造） ・E L. 約 4 2 m（本店社屋 8 階）
非常用電源	・ガスタービン発電機
燃料	・備蓄燃料 7 2 時間分 ・補給は調達可能な小売店等から調達
通信設備	・別表 2 - 1 4 のとおり
その他	・本店ビル 1 階面は E L. 約 3 m

原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 日本原子力発電(株) 地域共生部 (茨城事務所)

所在地	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 2 5
発電所からの距離	約 2 0 k m
敷地面積、敷地標高	約 3 5 0 m ² 、E L. 3 3 m
施設構成、概要	商業ビル (鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建 5 階 執務室床面積約 3 5 0 m ²)
その他	貸しビル、隣接して駐車場あり

2. 東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 日立事務所別館

所在地	茨城県日立市神峰町 2 - 8 - 4
発電所からの距離	約 1 5 k m
敷地面積、敷地標高	約 2, 7 0 0 m ² 、E L. 3 1 m
施設構成、概要	事務所建屋 (鉄筋コンクリート造 4 階建 執務室、会議スペース等、総床面積約 1, 3 0 0 m ²)、駐車場
その他	隣接して本館事務所建屋あり

3. 東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 別館

所在地	茨城県水戸市南町 2 - 6 - 2
発電所からの距離	約 1 5 k m
敷地面積、敷地標高	約 3, 5 0 0 m ² 、E L. 3 8 m
施設構成、概要	事務所建屋 (鉄筋コンクリート造 4 階建 執務室、会議スペース等、総床面積約 2, 4 0 0 m ²)、駐車場
その他	隣接して本館事務所建屋あり

4. 東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 常陸大宮事務所

所在地	茨城県常陸大宮市下町 1 4 5 6
発電所からの距離	約 2 0 k m
敷地面積、敷地標高	約 3, 4 0 0 m ² 、E L. 5 6 m
施設構成、概要	事務所建屋 (鉄筋コンクリート造 3 階建 執務室、会議スペース等、総床面積約 2, 9 0 0 m ²)、駐車場

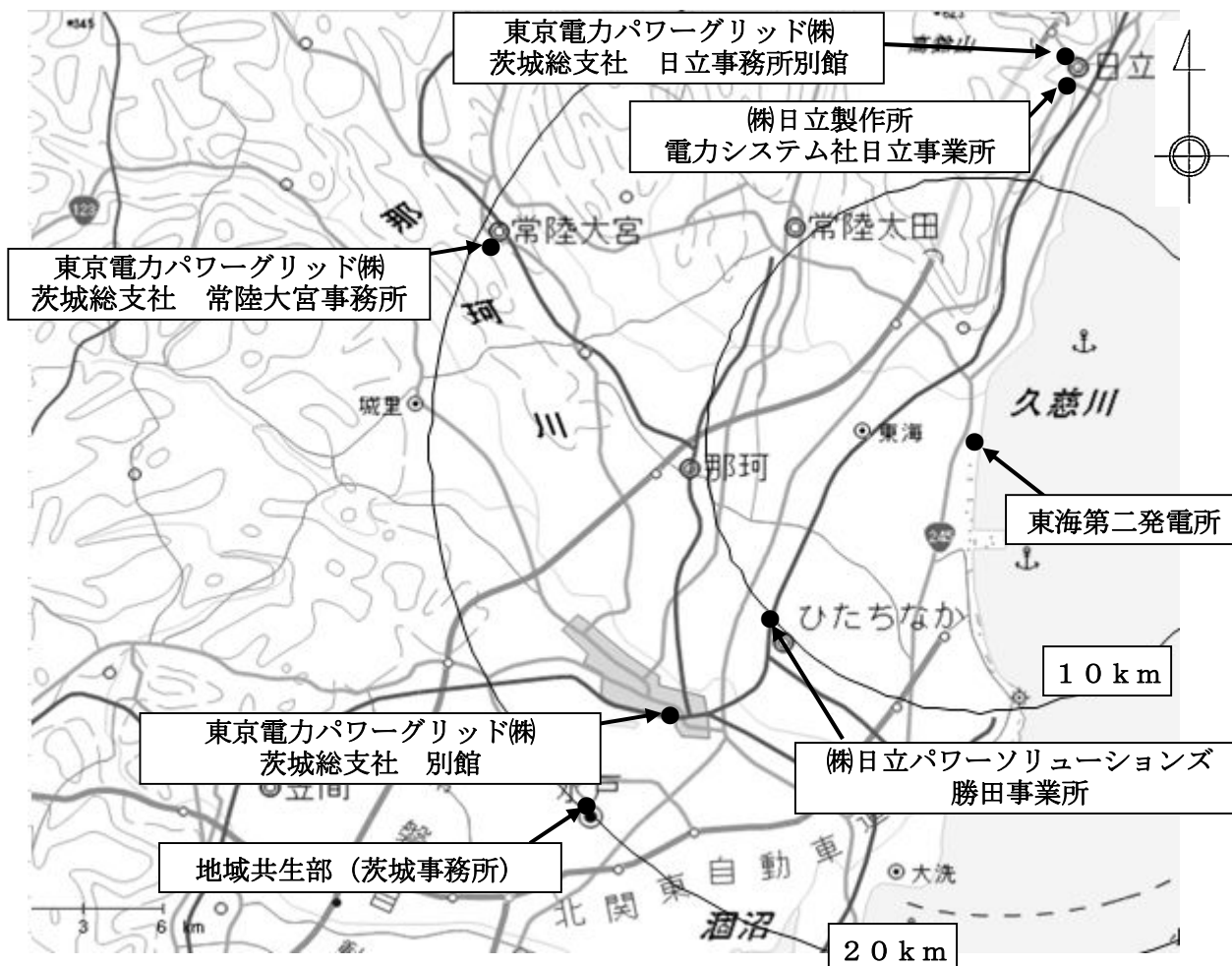
5. (株)日立製作所 電力システム社日立事業所

所在地	茨城県日立市会瀬町 4 丁目 2
発電所からの距離	約 1 5 k m
敷地面積、敷地標高	約 3 0, 0 0 0 m ² 、E L. 3 6 m
施設構成、概要	体育館 (約 4, 9 0 0 m ²)、グラウンド施設 (2 面、約 2 8, 0 0 0 m ²)、駐車場

6. (株)日立パワーソリューションズ 勝田事業所

所在地	茨城県ひたちなか市堀口 8 3 2 - 2
発電所からの距離	約 1 0 k m
敷地面積、敷地標高	約 1 6, 0 0 0 m ² 、E L. 3 0 m
施設構成、概要	工場施設 (上屋あり、約 2, 7 0 0 m ²)、グラウンド施設 (約 1 6, 0 0 0 m ²)

原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置



被ばく線量・入退域管理、汚染検査（サーベイ）・除染、車両や重機等の除染・汚染検査、更衣及び使用済の防護服等の仮保管といった機能を実施する拠点については、発生した災害の状況に応じて設定される警戒区域境界の状況を踏まえ、同区域境界付近の道路上に設置することとし、道路利用及び道路占用に係る関係箇所との調整のうえ、可搬型機器・設備を配置して運用する。

発電所の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制、組織及び地域防災計画に関する知識※	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災要員 情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指名されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原災法の概要 発電所原子力事業者防災業務計画の内容 非常事態宣言、解除の基準 発電所の原子力防災組織の構成、各班の職務 地域防災計画
発電所等の施設に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 情報班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 入所時及び放射線管理教育時（1回／3年） OJTを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の放射線監視設備 事故時対応操作と関連設備 輸送容器の種類、構造
放射線防護に関する知識※	<ul style="list-style-type: none"> 情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理教育時（1回／3年） 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線に関する基礎的知識 放射線による被ばくとその経路 放射線の人体に及ぼす影響 放射線防護（除染を含む）のための措置
放射線及び放射性物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識※	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災要員 情報班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指名されたとき並びに機器を含む設備に変更が生じた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 測定機器の用途とその目的、測定方法 測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識※	<ul style="list-style-type: none"> 情報班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指名された場合、及び1回／3年 	<ul style="list-style-type: none"> シビアアクシデントに関する基礎知識

※：原子炉施設保安教育と兼ねることができる。

本店の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 本店総合災害対策本部の情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、原子力施設事態即応センター一班、原子力緊急時後方支援班のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 1回／3年 	<ul style="list-style-type: none"> 原災法及び関係法令の概要 発電所原子力事業者防災業務計画の内容 非常事態宣言、解除の基準 本店総合災害対策本部及び原子力事業所災害支援拠点の組織構成並びに各班の職務
放射線防護に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 本店総合災害対策本部の情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、原子力施設事態即応センター一班、原子力緊急時後方支援班の災害対策本部要員のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理教育時（1回／3年） 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線に関する基礎的知識 放射線による被ばくとその経路 放射線の人体に及ぼす影響 放射線防護（除染を含む）のための措置
放射線及び放射性物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 本店災害対策本部要員 本店総合災害対策本部の情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、原子力施設事態即応センター一班、原子力緊急時後方支援班の災害対策本部要員のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指名されたとき並びに機器を含む設備に変更が生じた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 測定機器の用途とその目的、測定方法 測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 本店総合災害対策本部の情報班、技術班、放射線管理班のうち指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指名された場合、及び1回／3年 	<ul style="list-style-type: none"> シビアアクシデントに関する基礎知識

原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
総合訓練	本店、発電所の原子力災害対策本部要員	1回/年※	本店、発電所合同による訓練を行い、社内における本部設置運営、情報連絡、技術的検討、発電所支援などが円滑に行われることを確認する。 なお、訓練は、シビアアクシデントを想定した訓練を必須項目とし、要素訓練に記載する項目を適宜組み合わせで行う。
要素訓練	発電所の原子力災害対策本部要員	1回/年	要素訓練の項目は、総合訓練で適宜組み合わせで行うが、組み合わせで実施しない項目については、個別に訓練を行う。 (1) 要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行う。 (2) 通報連絡 事象発生から終結までの間、情報を収集し、社内及び社外関係機関各所に通報、連絡を行う。 (3) 緊急時環境モニタリング 発電所敷地内及び敷地境界付近について、実際にモニタリングカーを走らせ、空間放射線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定等を行う。 (4) 発電所退避者誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、本部要員以外の社員、協力会社従業員、原子力館見学者について、退避誘導者により指定された退避集会所への誘導を行う。 (5) 原子力災害医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去及び応急処置等の対応を行う。 (6) 全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う。 (7) シビアアクシデント対策 シビアアクシデントを想定し、アクシデントマネジメントに係る対応を行う。 (8) 原子力緊急事態支援組織対応 原子力緊急事態支援組織との連携に係る対応を行う。 (1) その他必要と認められる訓練
	本店の原子力災害対策本部要員	1回/年	

※：国又は地方公共団体が実施する原子力防災訓練を勘案して実施する。

電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織（1 / 2）

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36
施設概要	事務所棟，資機材保管庫・車庫棟，屋外訓練フィールド，ヘリポート等
要 員 数	21 名（所長，支援組織要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所： 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度： 操作技能の習得訓練実施後，継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所： 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内，又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度： 操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (24 時間 365 日オンコール体制)	<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[発災事業者*] -- "10条通報 ・支援要請" --> B["(平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者"] B -- "出動指示" --> C[支援組織要員] C -- "状況報告" --> A </pre> </div> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を招集し，資機材の輸送準備を実施した後，要員を派遣する。 ・ 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・ 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・ 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また，同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・ 支援組織の活動に必要な範囲での，放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・ 以上の活動については，発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。

電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織 (2 / 2)

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	小型ロボット (現場偵察 (撮影, 放射線測定) 用)	6 台	資機材 保管庫・車庫棟
	中型ロボット (障害物撤去用)	2 台	
	無線重機 (屋外のがれき等の撤去用)	3 台	
	無線ヘリコプター (高所からの偵察)	2 台	
現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1 式	
	放射線管理, 除染用資機材	1 式	
	作業用資機材	1 式	
	一般資機材	1 式	
搬送用 車両	ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)	2 台	
	大型トラック (重機搬送)	2 台	
	中型トラック (ロボット搬送等)	8 台	

発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬

使用済燃料
低レベル放射性廃棄物
MOX燃料
照射試験片等 (L型を除く)

なお、照射試験片等の輸送については、試験施設等が輸送物の安全に責任を有する場合を除く。

緊急時活動レベル (EAL) の「警戒事象」一覧 (1 / 3)

事象番号	EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
A L 1 1	<p><原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「原子炉保護回路の 1 チャネルから原子炉停止信号が発信され」とは、試験、保守作業等意図的な場合を除き、片系のみで原子炉スクラム警報が発信した場合をいう。 ・「一定時間」とは、1 時間をいう。 ・「発信された原因を特定できないこと」とは原子炉がスクラムすべき状況になっているかどうか確定できない状況をいう。 ・以下の場合は警戒事象の対象外とする。 ① 一定時間内に手動スクラムを実施又は LCO 逸脱を言し原子炉停止操作を開始した場合 ② 全制御棒金挿入の場合 ・「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラム、手動代替制御棒挿入、原子炉モードスイッチ「停止」による全制御棒挿入操作に失敗し、未挿入制御棒が 1 本以下であることが確認できない状態をいう。 ・「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい」とは、保安規定の (格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) の運転上の制限を超える漏えい率が確認され、保安規定で定める完了時間内に保安規定で定める措置を完了できない場合をいう。 ・上記の漏えい率は、「原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率」である、格納容器床ドレン流量計測定値 0.23 m³/h 以上をいう。 ・「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいと判断した場合、若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置が作動した状態をいう。 ・「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「全ての給水機能が喪失すること」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p>
A L 2 1	<p><原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定 (炉規法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。以下同じ。) で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい」とは、保安規定の (格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) の運転上の制限を超える漏えい率が確認され、保安規定で定める完了時間内に保安規定で定める措置を完了できない場合をいう。 ・上記の漏えい率は、「原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率」である、格納容器床ドレン流量計測定値 0.23 m³/h 以上をいう。 ・「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいと判断した場合、若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置が作動した状態をいう。 ・「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「全ての給水機能が喪失すること」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p>
A L 2 2	<p><原子炉給水機能の喪失> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<p>「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「全ての給水機能が喪失すること」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 ・「全ての給水機能が喪失すること」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p>
A L 2 3	<p><原子炉除熱機能の一部喪失> 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p>	<p>「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ① 真空度が 77.6kPa[582mmHg abs]まで悪化。 ② 同一ラインの主蒸気隔離弁及び主蒸気ラインドレン弁 2 弁を「開」にすることが不能。 ・「残留熱を除去する機能が一部が機能喪失」とは、利用できる残留熱除去系 (代替残留熱除去系海水系を使用する場合も含む) が何れか 1 系統のみになる場合をいう。</p>
A L 2 5	<p><非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ> 非常用交流母線が 1 となった場合において当該交流母線に電気を供給する電源が 1 となる状態が 15 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</p>	<p>全ての原子炉の状態において適用する。 ・「非常用交流母線」とは、非常用交流高圧母線 2C、2D と緊急用 M/C をいう。 ・「非常用交流母線が 1 となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が 1 となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が 1 系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替電源設備のいずれか 1 つとなった場合をいう。ただし、計画的にこうした状態にする場合を除く。 ・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ常設代替電源設備からの受電ができていない場合をいう。 ・「外部電源」とは、電力系統からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。</p>

注) 以下の EAL について、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

「AL11, 21, 22, 23, 25, 29, 30, 42, 51, 52, 53」

注) 新規制基準適用設備の取扱いについて、新規制基準適用設備は、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。

緊急時活動レベル (EAL) の「警戒事象」一覧 (2 / 3)

事象番号	EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
AL 2 9	<p>< 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 > 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p>	<p>・「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「低温停止」又は「燃料交換」において、照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 ・「水位低設定値」とは、L-2の水位相当をいう。</p>
AL 3 0	<p>< 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ > 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	<p>・「水位が一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により、使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 6 メートルの水位に達したことを確認した場合をいう。なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。</p>
AL 3 1	<p>< 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ > 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	<p>・「水位を維持できないこと」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により、使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 4 メートルの水位に達したことを確認した場合をいう。なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ・「水位を一定時間以上測定できないこと」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計、又は監視カメラ等による間接的な手段によって液面の位置が確認できない状態が 24 時間以上経過した場合をいう。</p>
AL 4 2	<p>< 単一障壁の喪失または喪失可能性 > 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>・原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 ・3つの障壁（燃料被覆管障壁、原子炉冷却系障壁、格納容器障壁）のうち、燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失若しくはそのおそれがある場合をいう。</p>
AL 5 1	<p>< 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ > 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)第三十八条第四項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)第三十七条第四項に規定する装置を施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	<p>各障壁の喪失又は喪失のおそれについては、別表 3 - 8 (1 / 5) で判断する。 ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室」とは、中央制御室及び中央制御室外操作盤の設置場所をいう。 ・「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外操作盤での操作が容易にできなくなる状況をいう。ただし、作業等のため一時的に中央制御室の環境が悪化した場合を除く。</p>
AL 5 2	<p>< 所内外通信連絡機能の一部喪失 > 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	<p>・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生し「①原子力事業所内の通信機能」、「②原子力事業所内から原子力事業所外への通信機能」のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、使用可能な通信手段が1種類のみとなる場合をいう。</p>
AL 5 3	<p>< 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ > 重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 8 号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能が喪失するおそれがあること。</p>	<p>・全ての原子炉の状態において適用する。なお、安全機器等については記載されている機器等が、保安規定で定める原子炉の状態以外においては除外できる。 ・「重要区域」及び「安全機器等」とは、別表 3 - 7 に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがある場合をいう。 ・「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が発火することをいう。 ・「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。</p>

注) 以下の EAL について、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装着した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

「AL11.21.22.23.25.29.30.42.51.52.53」

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は例示。なお、新規制基準適用設備は、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。

注) 「AL31」について、規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合していない場合に適用する。

緊急時活動レベル（EAL）の「警戒事象」一覧（3/3）

事象番号	EAL枠組み	事象判断に係る解釈
—	<p><地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合。</p>	<p>・当該原子力事業所所在市町村」とは、東海村をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】</p>
—	<p><大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合。</p>	<p>・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、茨城県をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】</p>
—	<p><原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。</p>	<p>・原子力施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が警戒が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>
—	<p><新規制基準を超える外的事象発生> 当該原子力施設において新規制基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生したとき</p>	<p>・新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。</p>
—	<p><原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>・原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1 / 6)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又は EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
SE01	政令 第 4 条 第 4 項 第 1 号	<p>通報すべき事象又は EAL 枠組み</p> <p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>事象判断に係る解釈</p> <p>(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>a. 排気筒及び指定エリアモニタに示す「測定設備」により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に以下の事項を電話で連絡した場合</p> <p>①原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(以下、「通報事象等規則」という。) 第 3 条の 2 (検出されなかったものとみなす場合) に基づく報告であること。</p> <p>②プラント状態が施設敷地緊急事態(以下、「SE」という。)、全面緊急事態(以下、「GE」という。)の状態でないこと。</p> <p>③放射線測定設備の指示上昇の原因が、自プラント由来のものではないこと。</p> <p>④SEの通報は実施しないこと。</p> <p>b. 当該数値が落雷のときに検出された場合</p> <p>○放射線測定設備(原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト B、D <p>○排気筒及び指定エリアモニタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒モニタ ・非常用ガス処理系排気筒モニタ ・原子炉建屋換気系燃料取扱床排気ダクトモニタ ・原子炉格納容器モニタ(D/W側) <p>(2)放射線測定設備の全てについて$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上のものとなっていないとき。</p> <p>○放射線測定設備(原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト B、D <p>○中性子線測定用可搬式測定器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中性子サーベイメータ(検出されないことが明らかになるまでの間、測定し上記の放射線測定器設備の放射線量と合計する。)
SE02	政令 第 4 条 第 4 項 第 2 号	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒モニタ

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 6)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又は EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
SE03	政令 第 4 条 第 4 項 第 2 号	<p>通報すべき事象又は EAL 枠組み</p> <p>< 通常放出経路での液体放射性物質の放出 > 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量が $5 \mu\text{sV/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水口モニタ
SE04	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 イ	<p>< 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 > 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所の区域の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象発生の際に、$50 \mu\text{sV/h}$ 以上の放射線量の水準が 10 分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ γ線サーベイメータ
SE05	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 ロ	<p>< 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 > 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所の区域の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が $5 \mu\text{sV/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値。</p> <p>(2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にありては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値。</p> <p>(3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値。</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダストサンプラ、測定器 ・ よう素サンプラ、測定器
SE06	規則 第 7 条 第 1 項 第 2 号	<p>< 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ > 原子炉の運転等のための施設内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(3/6)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
SE21	規則 第7条 表中 イ一(1)	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>事象判断に係る解釈</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいと判断した場合、若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却系が作動した状態をいう。 「非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に加え、同設備と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、以下の設備をいう。 <ul style="list-style-type: none"> 高圧系：高圧炉心スプレイス系、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系 低圧系：低圧炉心スプレイス系、低圧注水系 「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち全ての高圧系又は全ての低圧系の機能が喪失した場合をいう。
SE22	規則 第7条 表中 イ一(2)	<p><原子炉注水機能の喪失のおそれ> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 「全ての非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもの」とは、高圧炉心スプレイス系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系をいう。 「全ての非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない」とは、高圧の設計基準事故対処設備及び同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、高圧の非常用炉心冷却装置、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。
SE23	規則 第7条 表中 イ一(3)	<p><残留熱除去機能の喪失> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 「主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合」とは、以下のいづれかの状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①真空度が77.6kPa[582mmHg abs]まで悪化。 ②同一ラインの主蒸気隔離弁及び主蒸気ラインドレン弁2弁を「開」にすることが不能。 「残留熱を直ちに除去できないこと」とは、残留熱除去系(代替残留熱除去系海水系を使用する場合も含む)の以下のモードが全て使用不能になることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①停止時冷却モード ②サブレンジンブール冷却モード ③格納容器スプレイモード 「交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分間以内の残留熱除去系装置等の機能停止は除く。」
SE25	規則 第7条 表中 イ一(4)	<p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流高圧母線の電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「非常用交流高圧母線」とは、非常用交流高圧母線2C、2Dと緊急用M/Cをいう。 「全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流高圧母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ常設代替電源設備からの受電ができない場合をいう。 <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分間以内に接続され、非常用交流高圧母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外部電源」とは、電力系統からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。

注) 以下のEALについて、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

「SE21, 22, 23, 25, 27, 29, 30, 41, 42, 43, 51, 52, 53」

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は例示。なお、新規制基準適用設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/6)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
SE27	規則 第7条 表中 イ一(5)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において適用する。 「非常用直流母線」とは、直流125V主母線盤2A及び2Bをいう。 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、電源供給可能な母線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給する電源が蓄電池、充電器、予備充電器のうち、いずれか1つだけになった場合をいう。
SE29	規則 第7条 表中 イ一(6)	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」又は「燃料交換」において、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)」が作動する水位」とは、L-1の水位相当をいう。 「全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない」とは、原子炉の停止中に作動可能な非常用炉心冷却装置より原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。
SE30	規則 第7条 表中 イ一(7)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「水位を維持できないこと」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により、使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方4メートルの水位に達したことを確認した場合をいう。なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計又は監視カメラ等による間接的な手段によって、液面の位置が確認できない場合をいう。
SE31	規則 第7条 表中 イ一(1)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したこと」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計又は監視カメラ等による間接的な手段により、照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位に達したことを確認した場合をいう。なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。
SE41	規則 第7条 表中 イ一(11)	<格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において想定される上昇率を超えること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に想定される上昇率を超えること」とは、原子炉格納容器の圧力又は温度が格納容器スプレイを実施する基準のいずれか1つに達した状態において、上昇傾向が15分以上継続したときをいう。 「原子炉格納容器冷却機能などの常用の設備の故障により、圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合に施設敷地緊急事態に該当しない。
SE42	規則 第7条 表中 イ一(13)	<2つの障壁の喪失または喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 「3つの障壁(燃料被覆管障壁、原子炉冷却系障壁、格納容器障壁)のうち、いずれか2つの障壁の喪失若しくはそのおそれがある場合をいう。 <p>喪失のおそれについては、別表3-8(1/5)で判断する。</p>

注) 以下のEALについて、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

「SE21, 22, 23, 25, 27, 29, 30, 41, 42, 43, 51, 52, 53」

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は例示。なお、新規制基準適用設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注) 「SE31」について、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (5/6)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又は EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
SE43	規則 第 7 条 表中 イー(12)	＜原子炉格納容器圧力逃し装置の使用＞ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用すること。	・原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 ・「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器放射線モニタが基準値以下(別表 3-1-8 (4) / 5) 図 3 又は図 4 の領域 C 以外)にある場合をいう。
SE51	規則 第 7 条 表中 イー(8)	＜原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化」とは、以下の状態をいう。 ①原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤の設置場所の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 ②原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合、若しくは使用済燃料貯蔵プールの水位低下が継続して確認された場合をいう。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉出力に影響のある警報装置の機能の一部が喪失する」とは、系統分離している安全設備のうち 1 区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより運転・監視の可能な安全設備が 1 区分のみとなった状態をいう。(ただし、HPCS 系の区分を除く)
SE52	規則 第 7 条 表中 イー(9)	＜所内外通信連絡機能の全て喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生し、「①原子力事業所内の通信手段」、「②原子力事業所内から原子力事業所外への通信手段」のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。 ・「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。
SE53	規則 第 7 条 表中 イー(10)	＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「安全機器等」とは、別表 3-1-7 に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなることを用いる。 ・「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することを用いる。 ・「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。
SE55	規則 第 7 条 表中 イー(14)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線物質又は放射線が原子力事業所外へ放出された防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破産妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されようとする状況である原子力防災管理者が判断した事象をいう。

注) 以下の EAL について、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

[SE21, 22, 23, 25, 27, 29, 30, 41, 42, 43, 51, 52, 53]

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(6/6)

XSE61	政令第4条第4項第4号	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所に おいて、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が法令第2条で定めるところにより検出され たとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が 高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>○観測設備 ・γ線サーベイメータ</p>
XSE62	法令第3条	<p><事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災爆発等により法令第3条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか又 は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く)</p>	<p>○観測設備 ・汚染サーベイメータ</p>

XSE61～62 事業所外運搬については、EALとしての通報は不要。

本別表における法令及び命令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(原子力規制委員会規則第13号)

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

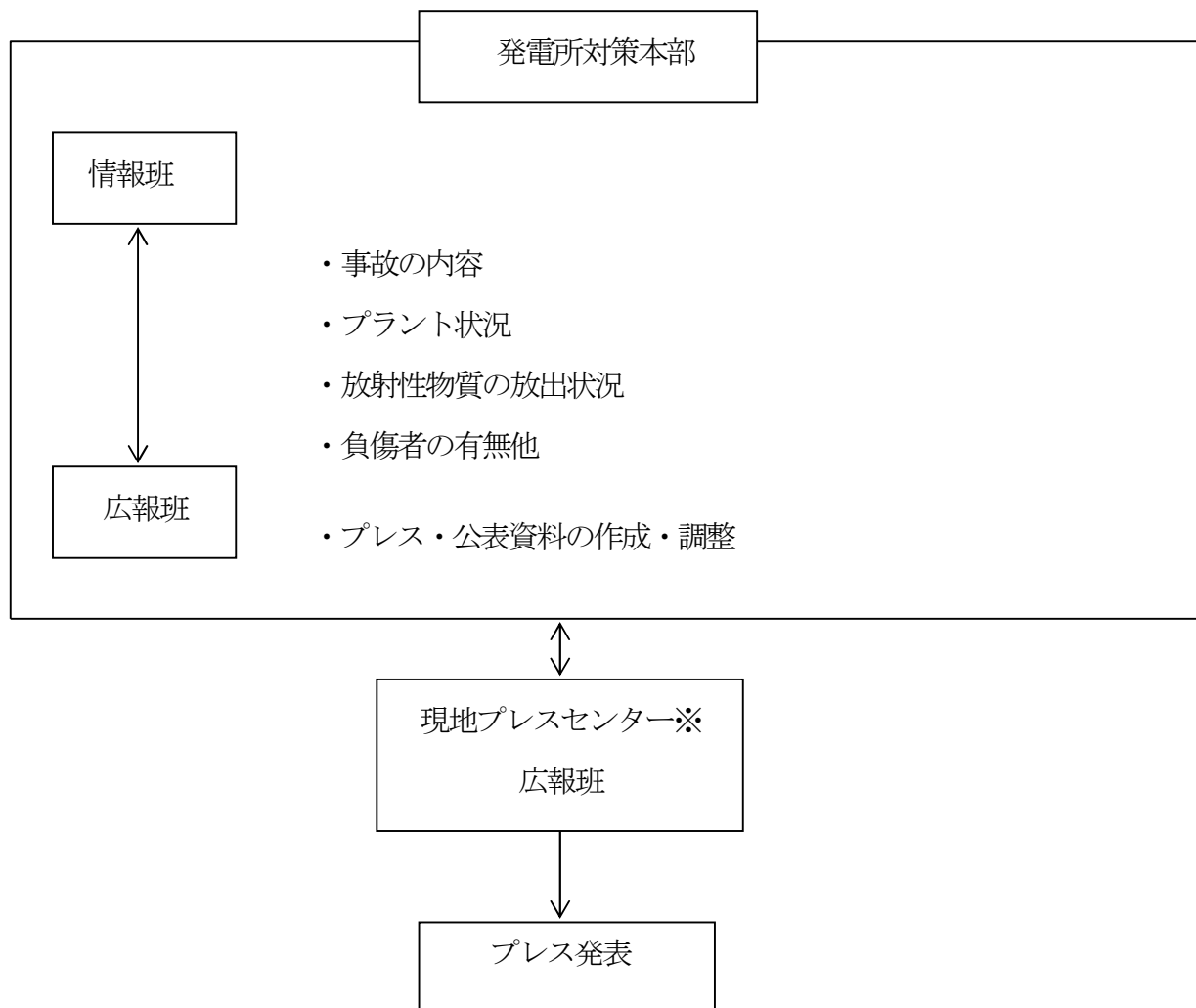
非常事態宣言後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災：東海第二発電所)

派遣先	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	2名以上	・携帯電話	・1台以上	・事故情報提供 ・決定事項の伝達
オフサイトセンター	9名以上 (うち1名本店)	・携帯電話 ・発電所周辺地図 ・事故時操作手順書 ・プラント系統図 ・プラント主要設備概要 ・プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ・原子炉安全保護系ロジック一覧表	・1台以上 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式	・オフサイトセンターの設営準備 ・原子力災害合同対策協議会への参加 ・本店、発電所との情報共有 ・要請事項への協力
緊急時モニタリングセンター (茨城県)※	1名以上	-----	-----	・緊急時モニタリング
事業者プレスセンター 地元記者クラブ	3名以上	・携帯電話	・1台以上	・緊急時記者発表
地方自治体災害対策本部 (茨城県、東海村、関係周辺市町村)※	各1名以上	・携帯電話 ・原子力事業者防災業務計画	・各1台以上 ・1式	・災害対策本部での情報収集
事業所外運搬に係る特定事象発生	2名以上	・道路地図 ・携帯電話 ・モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のサンプラ・測定器含む) ・電離箱式サーベイメータ ・GM式サーベイメータ (汚染検査用) ・可搬型モニタリングポスト ・エアサンプラ (パブリウム) ・熱蛍光線量計 (TLD) ・TLDリーダー ・TLDアニール装置 ・個人線量計 ・機材・要員用輸送車両	・1式 ・1台以上 ・1台 ・2台 ・7台 ・1台 ・2台 ・40個 ・1台 ・1台 ・10台 ・1台以上	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去

※：警戒事態宣言時には、関係機関からの要請に応じて派遣する。

公表内容の伝達経路



プレスセンターの開設場所

	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
現地プレス センター	日本原子力発電(株) 東海原子力館	茨城県那珂郡東海村 大字白方1番の1	029-287-1250	029-287-1298
	日本原子力発電(株) 東海総合研修セン ター	茨城県那珂郡東海村 東海三丁目4番1号	029-287-0111	029-287-0112

※：状況に応じ開設する。

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(1/5)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。 (1)放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値(2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限り。)が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。 ○放射線測定設備(原災法第11条第1項の放射線測定設備) ・モニタリングポストB、D</p>
GE02	政令第6条第4項第1号	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/h以上に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続) ○観測設備 ・排気筒モニタ</p>
GE03	政令第6条第4項第1号	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続) ○観測設備 ・放水口モニタ</p>
GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと。又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。 ○観測設備 ・γ線サーベイメータ</p>

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(2/5)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運転に係る場合を除く)。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500μSv/hに相当するものとして空气中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5,000を乗じて得た値。</p> <p>(2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれそれらの放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値。</p> <p>(3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値。</p> <p>○観測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダストサンプラ、測定器 ・よう素サンプラ、測定器
GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</p>
GE11	規則第14条表中イ一(1)	<p><全ての原子炉停止操作の失敗> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>・「全ての停止操作」とは、以下の全ての制御棒挿入操作(ATWS緩和設備による制御棒挿入を含む。)及び/又は酸性水注入系の操作をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自動スクラム ②手動スクラム ③手動代替制御棒挿入 ④原子炉モードスイッチ「停止」 <p>・「原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、未挿入制御棒が1本以下であることを確認できず、かつ中性子束が定格出力の0.1%未満であることが確認できない状態をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤シングルロッドスクラム ⑥制御棒手動挿入 ⑦スクラムパイロット弁ヒューズ引抜 ⑧スクラムパイロット弁制御空気ブロー
GE21	規則第14条表中イ一(2)	<p><原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>・「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>・「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいと判断した場合、若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却系が作動した状態をいう。</p> <p>・「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に加え、同設備と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、以下の設備をいう。</p> <p>高圧系：高圧炉心スプレイレイン系、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系 低圧系：低圧炉心スプレイレイン系、低圧注水系</p> <p>・「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと」とは、全ての非常用炉心冷却装置等により原子炉への注水がなされていることを確認できないこと(例：ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと)をいう。</p> <p>また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事業に該当するものとする。</p>

(注) 以下のEALについて、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

〔GE11.21.22.23.25.27.28.29.30.41.42.51〕

(注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/5)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
GE22	規則 第14条 表中 イ一(3)	<原子炉注水機能の喪失> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	<p>事象判断に係る解釈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 ・「全ての非常用炉心冷却装置等による当該原子炉への注水が直ちにできないこと」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に加え、同設備と同程度の能力(吐出圧力および容量)並びに即応性を有する設備により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例:ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと)をいう。 また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事象に該当するものとする。
GE23	規則 第14条 表中 イ一(5)	<残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 ・「主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合」とは、以下のいずれかの状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①真空度が77.6kPa[582mmHg abs]まで悪化。 ②同一ラインの主蒸気隔離弁及び主蒸気ラインドレン弁を「開」にすることが不能。 ・「残留熱を直ちに除去できないとき」とは、残留熱除去系(代替残留熱除去系海水系を使用する場合も含む)の以下のモードが全て使用不能となる場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①停止時冷却モード ②サブプレッショナルプールの冷却モード ③格納容器スプレイモード ・「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失」とは、次の何れかの状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①サブプレッショナルプール水平均温度が100℃以上となった場合。 ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力(0.31MPa)に達した場合。
GE25	規則 第14条 表中 イ一(6)	<非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「非常用交流母線」とは、非常用交流高圧母線2C、2Dと緊急用M/Cをいう。 ・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ常設代替電源設備からの受電ができない場合をいう。 <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>

注) 以下のEALについて、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

「GE11.21.22.23.25.27.28.29.30.41.42.51」

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (4/5)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又はEAL枠組み	事象判断に係る解釈
GE27	規則 第14条 表中 イ一(7)	<全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において適用する。 「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、直流125V 主母線盤2A及び2Bに電気を供給している蓄電池、充電器、予備充電器及び可搬型電源からの電源供給ができず、125V 非常用直流母線2A及び2Bが使用不能となった場合をいう。
GE28	規則 第14条 表中 イ一(8)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェル又はサブプレッショナルチェンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線量が原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいい、格納容器放射線モニタが基準値を超えた場合(別表3-8(4/5)図3又は図4の領域C)をいう。
GE29	規則 第14条 表中 イ一(9)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「低温停止」又は「燃料交換」について、照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)」が作動する水位」とは、L-1の水位相当をいう。 「全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない」とは、原子炉の停止中に作動可能な設計基準事故対処設備又は同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。
GE30	規則 第14条 表中 イ一(10)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、注水設備(可搬型設備を含む)による水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により、照射済燃料集合体頂部より上方2メートルの水位に達したことを確認した場合をいう。なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計又は監視カメラ等による間接的な手段をいう。 「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プール水位計又は監視カメラ等による間接的な手段により液面の位置が確認できない場合をいう。
GE31	規則 第14条 表中 イ一(1)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部で低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部で低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計又は監視カメラ等による間接的な手段により、照射済燃料集合体の頂部に水が達したことを確認した場合をいう。なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。
GE41	規則 第14条 表中 イ一(4)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 「最高使用圧力」とは、310kPa [rage] をいう。 「最高使用温度」とは、171°C (0/W) をいう。

注) 以下のEALについて、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

「GE11,21,22,23,25,27,28,29,30,41,42,51」

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は例示。なお、新規制基準適用設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注) 「GE31」について、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (5 / 5)

事象番号	政令 又は規則	通報すべき事象又は EAL 枠組み	事象判断に係る解釈
GE 4 2	規則 第 1 4 条 表中 イ一(12)	<2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、「運転」、「起動」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 3 つの障壁 (燃料被覆管障壁、原子炉冷却系障壁、格納容器障壁) のうち、燃料被覆管障壁及び原子炉冷却系障壁が喪失し、格納容器障壁の喪失のおそれがある場合をいう。喪失のおそれについては、別表 3 - 8 (1 / 5) で判断する。
GE 5 1	規則 第 1 4 条 表中 イ一(11)	<原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において適用する。 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる」とは、以下の状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤の設置場所の放射線レベルや室温の上昇等による環境悪化により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。 ②原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等による環境悪化により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。 「原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合もしくは使用済燃料貯蔵プールの水位低下が継続して確認された場合をいう。 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計及び記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。(ただし、HPCS 系の区分を除く)
GE 5 5	規則 第 1 4 条 表中 イ一(13)	<住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子炉施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
XGE 6 1	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用した容器から 1 メートル離れた場所において、一時間当たり 10mSv/h 以上の放射線量が命令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○観測設備 <ul style="list-style-type: none"> ・γ線サーベイメータ
XGE 6 2	命令 第 4 条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災爆発等により命令第 4 条に定める事業所外運搬の場合にあっては、A2 値の放射性物質の漏えいが発生するか又は漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○観測設備 <ul style="list-style-type: none"> ・汚染サーベイメータ

注) 以下の EAL について、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉内に燃料を装荷した場合に適用する。(基準に適合していない場合は再稼働することができないため、当該項目は適用外となる。)

「GE11.21.22.23.25.27.28.29.30.41.42.51」

注) 新規制基準適用設備の扱いについて、新規制基準適用設備は、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。

XGE 6 1 ~ 6 2 事業所外運搬については、EAL としての通報は不要。

本別表における法令及び命令は次のとおり。

法 : 原災法

規則 : 原子力災害対策特別措置法施行令 (平成 12 年政令第 195 号)

命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与

(原災法第15条第1項：原子力緊急事態宣言時)

(発災：東海第二発電所)

派遣先	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	2名以上	・携帯電話	・1台以上	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
オフサイトセンター （各現地対策本部との連携）	9名以上 （3名以上）	・携帯電話 ・発電所周辺地図 ・事故時操作手順書 ・プラント系統図 ・プラント主要設備概要 ・プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ・原子炉安全保護系ロジック一覧表	・1台以上 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式	・総合調整 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・予測放射線影響評価、予測 ・オフサイトセンターの管理の協力
（合同対策協議会）	（2名以上、 うち1名本店）	・携帯電話	・1台以上	・関係機関との調整 ・情報の共有化
（事業者支援連携）	（4名以上）	・要員、機材輸送車 ・携帯電話 ・原子力事業者防災業務計画 ・関係自治体地域防災計画 ・原子力事業者間協力協定	・1台以上 ・各1台以上 ・1式 ・1式 ・1式	・合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・原子力事業所支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター （茨城県）	1名以上	-----	----	・緊急時モニタリング
各災害対策本部 （茨城県、東海村及び関係 周辺市町村）	各1名以上	・携帯電話 ・原子力事業者防災業務計画	・各1台以上 ・各1式	・災害対策本部での情報収集 ・住民への広報支援の協力 ・事故状況、応急措置の説明
事業所外運搬に係る特定 事象発生	2名以上	・道路地図 ・携帯電話 ・モニタリングカー （ガス・放射性物質のサンプラ・測定器含む） ・電離箱式サーベイメータ ・GM式サーベイメータ （汚染検査用） ・可搬型モニタリングポスト ・エアサンプラ（ハイパリアム） ・熱蛍光線量計（TLD） ・TLDリーダー ・TLDアニール装置 ・個人線量計 ・機材・要員用輸送車両	・1式 ・1台以上 ・1台 ・2台 ・7台 ・1台 ・2台 ・40個 ・1台 ・1台 ・10台 ・1台以上	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去

安全上重要な構築物，系統又は機器等の一覧及びこれら機器等の位置と重要区域

要求される機能	安全上重要な構築物，系統又は機器等	重要区域
原子炉停止	制御棒駆動水ポンプ A, B	制御棒駆動水ポンプ A, B エリア
	制御棒駆動水系水圧ユニット	制御棒駆動水系水圧ユニットエリア
低圧注水	低圧炉心スプレイポンプ	低圧炉心スプレイポンプ室
	残留熱除去系ポンプ A	残留熱除去系ポンプ A 室
	残留熱除去系ポンプ B	残留熱除去系ポンプ B 室
	残留熱除去系ポンプ C	残留熱除去系ポンプ C 室
高圧注水	高圧炉心スプレイポンプ	高圧炉心スプレイポンプ室
	原子炉隔離時冷却系ポンプ	原子炉隔離時冷却系ポンプ室
残留熱除去	残留熱除去系ポンプ A	残留熱除去系ポンプ A 室
	残留熱除去系ポンプ B	残留熱除去系ポンプ B 室
非常用 ディーゼル発電 設備	非常用ディーゼル発電機 2C	非常用ディーゼル発電機 2C 室
	非常用ディーゼル発電機 2D	非常用ディーゼル発電機 2D 室
	非常用ディーゼル発電機 HPCS	非常用ディーゼル発電機 HPCS 室
非常用母線	6900V メタクラ 2C	原子炉複合建屋電気室
	6900V メタクラ 2D	
直流電源設備	125V DC 充電器 2A	原子炉複合建屋電気室
	125V DC 充電器 2B	原子炉複合建屋電気室
	125V DC 充電器 HPCS	原子炉複合建屋電気室
	125V DC 蓄電池 2A	原子炉複合建屋電気室バッテリー2A 室
	125V DC 蓄電池 2B	原子炉複合建屋電気室バッテリー2B 室
燃料プール冷却	燃料プール冷却浄化系ポンプ A, B	燃料プール冷却浄化系ポンプ A, B 室
	復水移送ポンプ A, B	復水移送ポンプ A, B エリア
中央制御室	中央制御室 主盤，裏盤等	中央制御室

放射性物質障壁の詳細

障壁喪失の可能性を示す

障壁喪失の可能性を示す

プラントパラメータ	燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁		
一次系	冷却材中 よう素濃度	-	-		
	原子炉水位 (図 1 参照)	有効燃料頂部 (TAF) 未満	有効燃料頂部 (TAF) 未満	-	
		水位不明 L-0 未満	水位不明	-	
	原子炉圧力	-	-	減圧禁止領域 (S/P 水温との関係) (図 2 参照)	
	その他	-	急速減圧操作の実施	-	
	格納容器圧力	-	13.7kPa [g] 以上 (D/W 圧力高設定点)	0.31MPa [g] 以上 (最高使用圧力)	
	格納容器温度	-	-	171°C 以上 (最高使用温度)	
	PCV	サブレーション プール水温	-	-	減圧禁止領域 (RPV 圧力との関係) (図 2 参照)
		格納容器放射線 モニタ	図 3 又は 4 の領域 B の線量率	指示値の有意な上昇	-
		格納容器雰囲気 (ガス) モニタ	-	-	燃焼が発生するガス濃度以上 (例; 水素 4%, 酸素 5% 以上)
その他		-	-	格納容器ベントの実施	
建屋	-	基準温度 (系統隔離温度) 以上 (表 3-8 (5/5) 参照)	基準温度以上で隔離失敗または 隔離後基準温度以上 (表 3-8 (5/5) 参照)		
その他	燃料被覆管障壁の喪失の可能性判断	原子炉冷却系障壁の喪失の可能性判断	格納容器障壁の喪失の可能性判断		
	燃料被覆管障壁の喪失判断	原子炉冷却系障壁の喪失判断	格納容器障壁の喪失判断		

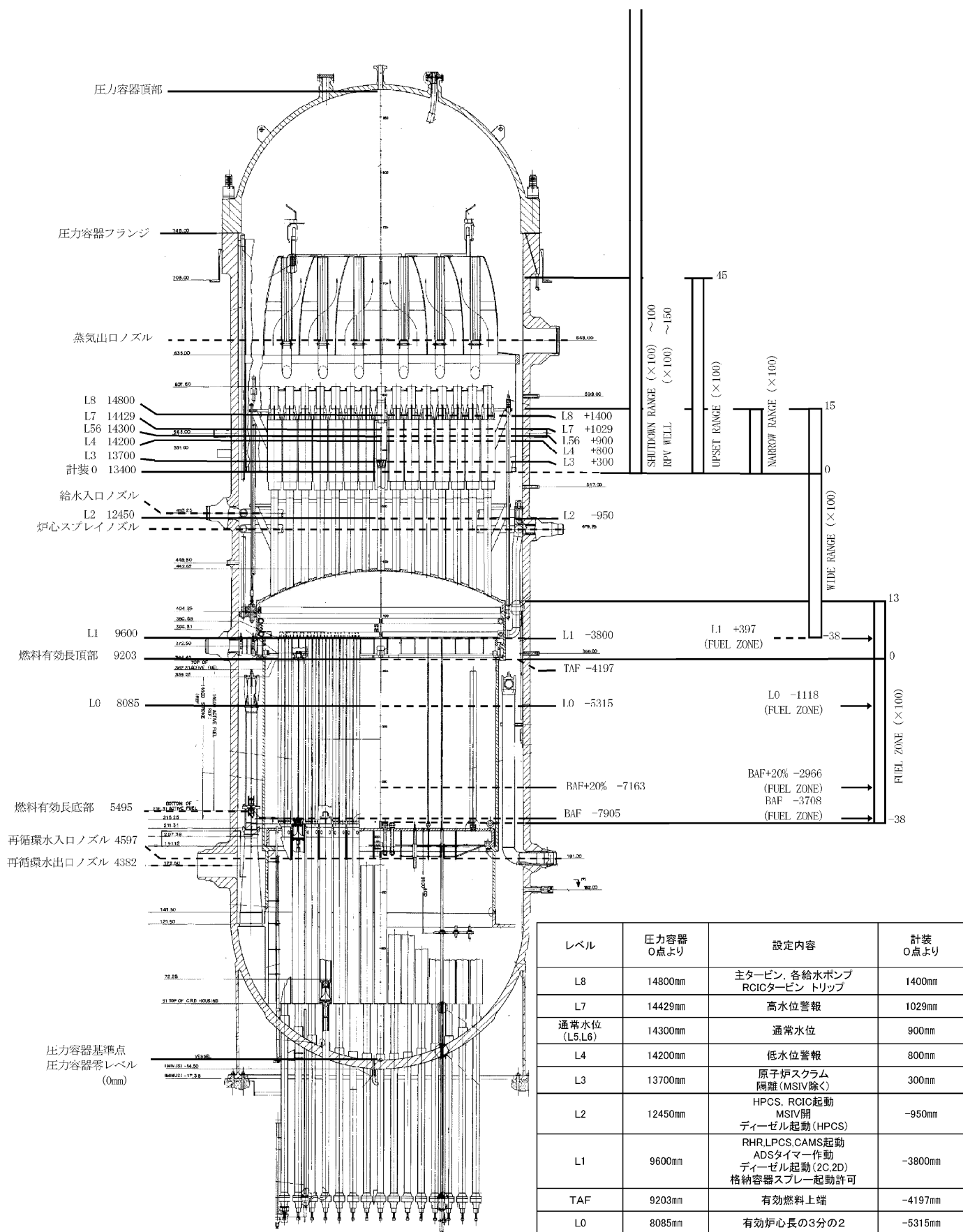


図 1 原子炉水位関係図

104°C : サプレッションチェンバ設計温度

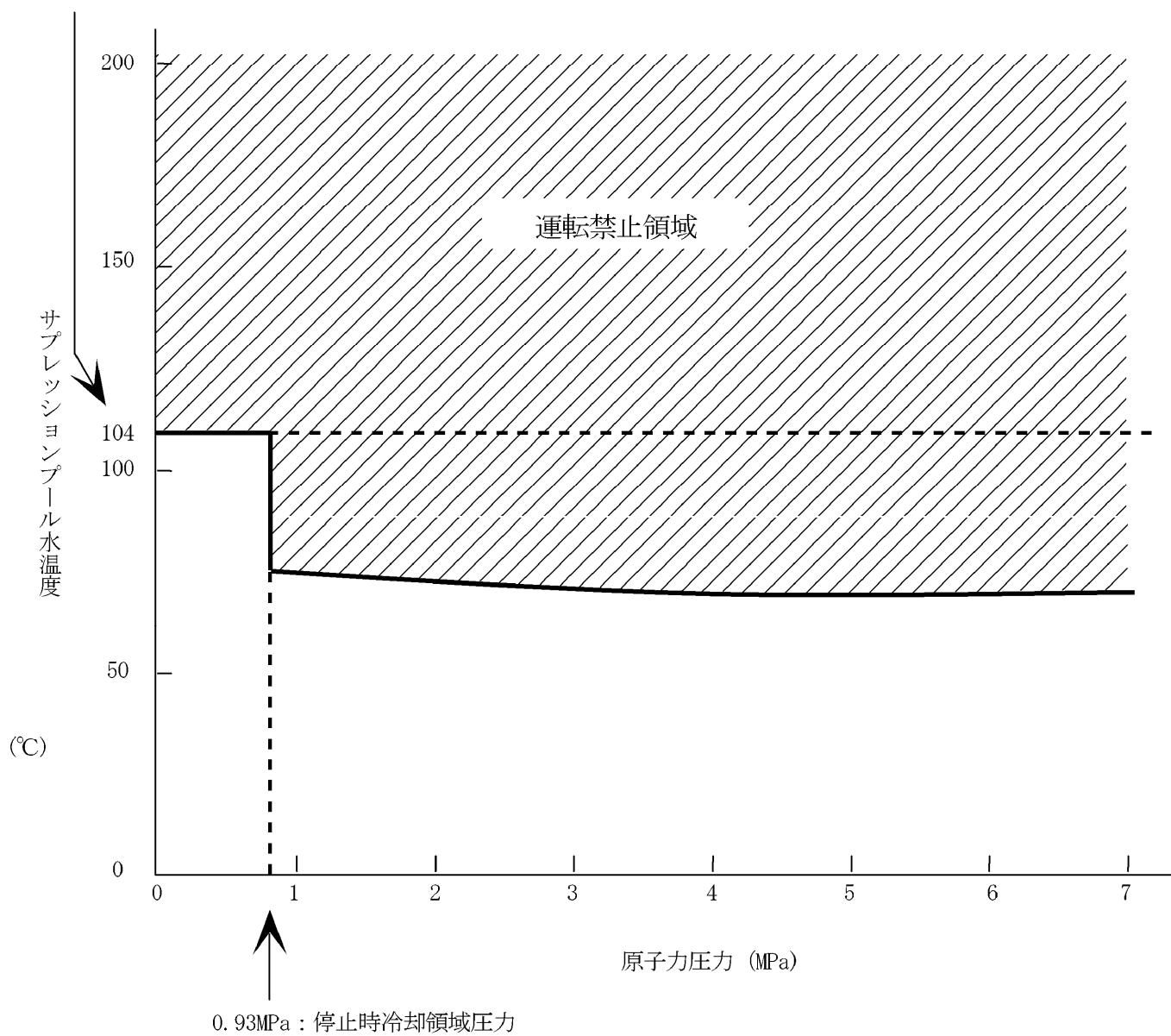


図2 格納容器障壁喪失を判断する原子炉圧力容器と S/P 水温の関係

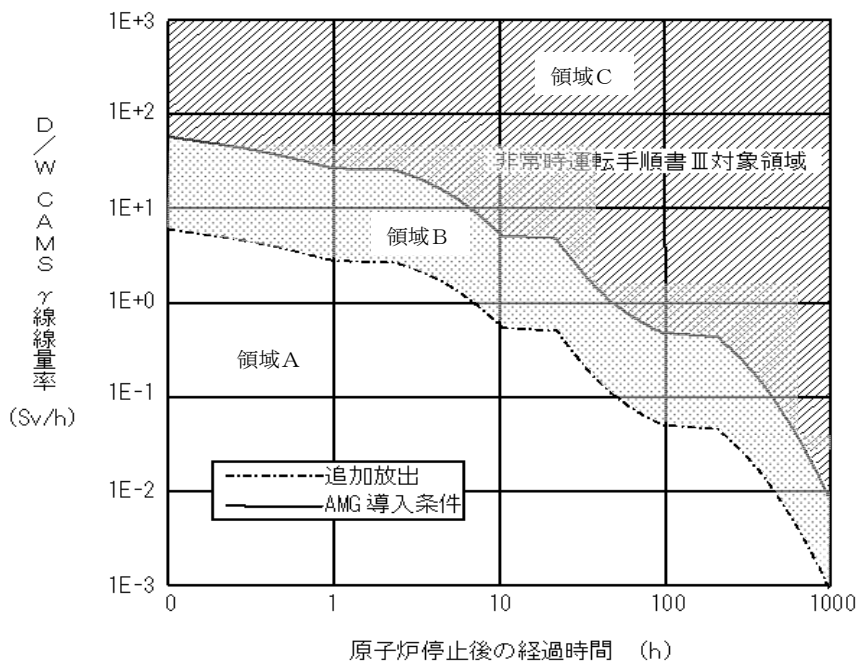


図3 ドライウェル領域の γ 線線量率

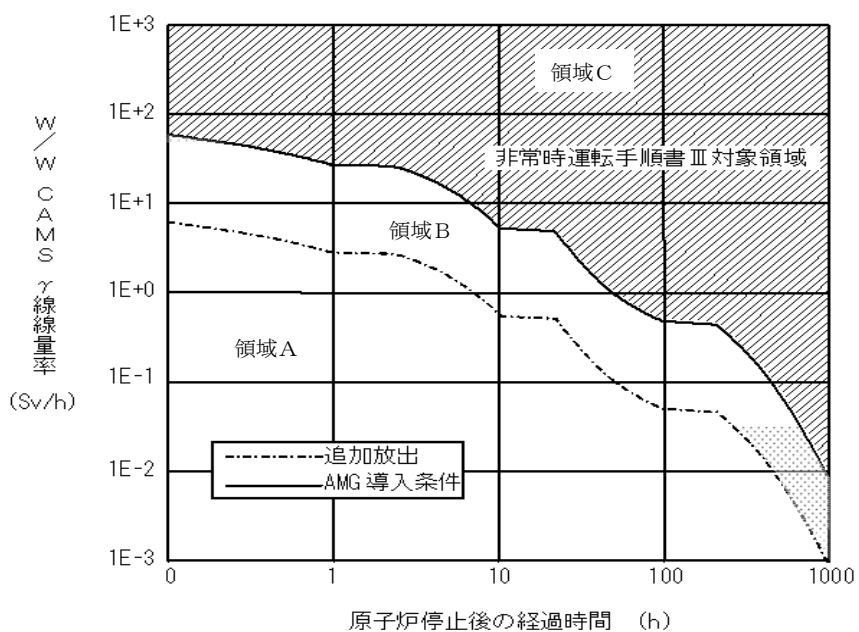


図4 ウェットウェル領域の γ 線線量率

1次冷却材漏えいを検知するエリアと温度基準値

部屋名	計測対象	温度基準値	備考
主蒸気管トンネル室 (R/B)	周囲温度	91℃以上	MSIV 閉インターロック
	差温度	58℃以上	
主蒸気管トンネル室 (T/B)	周囲温度	91℃以上	MSIV 閉インターロック
	—	—	
RCIC 機器室	周囲温度	78℃以上	RCIC 隔離インターロック
	差温度	—	
RCIC 配管区域	周囲温度	78℃以上	RCIC 隔離インターロック
	差温度	35℃以上	
CUW ポンプ室 CUW 再生熱交換器室	周囲温度	78℃以上	CUW 隔離インターロック
	差温度	35℃以上	
RHR ポンプ (A) (B) 室	周囲温度	78℃以上	RHR 隔離インターロック
	差温度	35℃以上	
RHR 熱交換器 (A) 室	周囲温度	78℃以上	RHR 隔離インターロック
	差温度	35℃以上	
RHR 熱交換器 (B) 室	周囲温度	78℃以上	RHR 隔離インターロック
	差温度	35℃以上	

原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表(BWR)

EAL区分	警戒事象(AL)			特定事象(SE)			緊急事態事象(GE)				
	EALNo.	指針番号	EAL略称	EALNo.	指針番号	EAL略称	EALNo.	政令規則番号	指針番号		
放射線量・放射性物質放出	O1	-	-	SE01	令4-4-1	B④	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	令6-3-1	B③	敷地境界付近の放射線量の上昇
	O2	-	-	SE02	令4-4-2 則5-1-1~3	B④	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	令6-4-1 則12	B③	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	O3	-	-	SE03	令4-4-2 則5-1-1~3	B④	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	令6-4-1 則12	B③	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	O4	-	-	SE04	令4-4-3f	B④	火災爆発等による管理区域外の放射線の放出	GE04	令6-3-2	B③	火災爆発等による管理区域外の放射線の異常放出
	O5	-	-	SE05	令4-4-3g	B④	火災爆発等による管理区域外の放射性物質の放出	GE05	令6-4-2	B③	火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出
	O6	-	-	SE06	則7-1-2	B⑤	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	令6-4-3	B④	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	AL11	B①	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	-	-	-	GE11	則14-1(1)	B①	全ての原子炉停止操作の失敗
	21	AL21	B②	原子炉冷却材の漏えい	則7-1(1)	B①	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	則14-1(2)	B②	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	22	AL22	B③	原子炉給水機能の喪失	則7-1(2)	B②	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	則14-1(3)	B③	原子炉注水機能の喪失
	23	AL23	B④	原子炉加熱機能の一部喪失	則7-1(3)	B③	残留熱除去機能の喪失	GE23	則14-1(5)	B⑤	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	AL25	B⑤	非常用高圧交流母線喪失のおそれ	則7-1(4)	B④	非常用高圧交流母線の30分間以上喪失	GE25	則14-1(6)	B⑥	非常用高圧交流母線の1時間以上喪失
	27	-	-	-	則7-1(5)	B⑤	直流電源の部分喪失	GE27	則14-1(7)	B⑦	全直流電源の5分間以上喪失
	28	-	-	-	-	-	-	GE28	則14-1(8)	B⑧	炉心損傷の検出
	29	AL29	B⑥	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	則7-1(6)	B⑥	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	則14-1(9)	B⑨	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	B⑦	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	則7-1(7)	B⑦	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	則14-1(10)	B⑩	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
31	AL31	B⑦	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	則7-1(8)	B⑦	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	則14-1(11)	B⑩	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	
閉じ込める	41	-	-	-	則7-1(11)	B⑩	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	則14-1(4)	B④	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	B⑪	単一障壁の喪失または喪失可能性	則7-1(13)	B③	2つの障壁の喪失または喪失可能性	GE42	則14-1(12)	B⑯	2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性
	43	-	-	-	則7-1(12)	B⑯	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	-	-	-	-
	51	AL51	B⑧	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	則7-1(8)	B⑧	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	則14-1(11)	B⑪	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	B⑨	所内外通信連絡機能の一部喪失	則7-1(9)	B⑨	所内外通信連絡機能の全て喪失	-	-	-	-
その他	53	AL53	B⑩	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	則7-1(10)	B⑩	火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	-	-	-
	55	-	-	-	則7-1(14)	B⑮	防護措置の準備及び一部実施が必要なる事象発生	GE55	則14-1(13)	B⑯	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所外運搬	-	-	-	XSE61	令4-4-4	-	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	令6-3-3	-	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	-	-	-	XSE62	事業所外運搬通報基準等命令第3条	-	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬通報基準等命令第4条	-	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与

(原災法第15条第1項：原子力緊急事態宣言解除後)

(発災：東海第二発電所)

派遣先	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	2名以上	・携帯電話	・各1台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター （茨城県）	1名以上	・緊急時モニタリング
地方自治体の事故対策組織等 （汚染検査、汚染除去に関する事項）	4名以上	・GM式サーベイメータ（汚染検査用） ・要員、機材輸送車	・7台以上 ・1台以上	・事後対策組織による事後環境放射線モニタリング ・住民、各施設等の汚染検査及び汚染除去
地方自治体の事故対策組織等 （広報活動に関する事項）	2名以上	・原子力事業者防災業務計画 ・汚染状況概要図 ・要員、機材輸送車	・1冊 ・1式 ・1台以上	・原子力事後対策の実施状況の把握及び広報資料の作成
地方自治体の事故対策組織等 （住民相談窓口の設置に関する事項）	2名以上	・原子力事業者防災業務計画	・1冊	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応
茨城県、東海村及び緊急事態応急対策実施区域であった区域管轄市町村及び原子力災害事故対策実施区域管轄市町村 （緊急事態宣言時の災害対策本部）	各1名以上	・携帯電話 ・原子力事業者防災業務計画	・各1台以上 ・各1式	・事後対策に係る支援

※：緊急事態応急対策実施区域以外の関係周辺市町村からの要請に基づき、要員を派遣する。

茨城県内他原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与

派遣先	要員数	貸与する資機材※	数量	実施する主な業務
緊急時モニタリング・原子力災害医療のスクリーニング (茨城県等)	4名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のカプラー・測定器含む) ・電離箱式サーベイメータ ・GM式サーベイメータ (汚染検査用) ・可搬型モニタリングポスト ・エアサンプラ (ハイボリウム) ・熱蛍光線量計 (TLD) ・TLDリーダ ・TLDアニール装置 ・個人線量計 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台 ・2台 ・7台 ・1台 ・2台 ・40個 ・1台 ・1台 ・10台 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期モニタリング ・第一段階モニタリング活動 ・第二段階モニタリング活動
オフサイトセンター	2名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・要員、機材輸送車 ・携帯電話 ・原子力事業者防災業務計画 ・関係自治体地域防災計画 ・原子力事業者間協力協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台以上 ・1台以上 ・1式 ・1式 ・1式 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業所間連携 ・原子力事業者支援連携本部への情報連絡 ・地方公共団体の事業所外での避難者搬送・誘導の協力

※：協力施設への輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

茨城県外原子力事業所または他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与

派遣先	要員数 ^{※1、2}	貸与する資機材 ^{※1}	数量 ^{※2}	実施する主な業務
要請を受けた事業所	30名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・GM汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・電離箱サーベイメータ ・ダストサンプラー ・個人線量計(ポケット線量計) ・高線量対応防護服 ・全面マスク ・タイベックスーツ ・ゴム手袋 ・放射能測定用車両 ・Ge半導体試料放射能測定装置 ・可搬型モニタリングポスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・18台 ・2台 ・2台 ・3台 ・100台 ・20着 ・100個 ・1500着 ・3000双 ・1台 ・1台 ・4台^{※3} 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング ・避難退域時検査および除染 ・その他の住民避難に対する支援
事業所外運搬に係る特定事象発生	4名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路地図 ・携帯電話 ・モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) ・電離箱式サーベイメータ ・GM式サーベイメータ(汚染検査用) ・可搬型モニタリングポスト ・エアサンプラ(ハイボリウム) ・熱蛍光線量計(TLD) ・個人線量計 ・機材・要員用輸送車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・1式 ・1台以上 ・1台 ・2台 ・7台 ・1台 ・2台 ・30個 ・10台 ・1台以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング ・汚染又は衣類に付着している放射性物質の汚染検査 ・同上により汚染が確認されたものの除染

※1：協力施設への輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

※2：派遣要員数、資機材貸与数量は、日本原子力発電(株)において準備する合計の数である。

※3：可搬型モニタリングポストは当社の保有台数を記載

様式集

- 様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式2 原子力防災要員現況届出書
- 様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式4 放射線測定設備現況届出書
- 様式5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式6 防災訓練実施結果報告書
- 様式7－1 警戒事態該当事象発生連絡
- 様式7－2 警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡
- 様式8－1 特定事象発生通報（原子炉施設）
- 様式8－2 応急措置の概要（原子炉施設）
- 様式9－1 特定事象発生通報（事業所外運搬）
- 様式9－2 応急措置の概要（事業所外運搬）

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 氏名 <small>(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</small>	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者		
住所 _____		
氏名		
_____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上
広 報		名以上
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上
放射性物質による汚染の除去		名以上
医療に関する措置		名以上
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上
原子力事業所内の警備等		名以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ <small>(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</small>			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
	区 分	選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあつては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____ 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

		年	月	日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿					
届出者					
住所 _____					
氏名					
_____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)					
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。					
原子力事業所の名称及び場所					
放射線障害防護用器具	汚染防護服			組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク			個	
	フィルター付防護マスク			個	
非常用通信機器	緊急時電話回線			回線	
	ファクシミリ			台	
	携帯電話等			台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器			台	
				台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ			台	
	中性子線測定用サーベイメータ			台	
	空間放射線積算線量計			個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ			台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプル			台
		測定器			台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプル			台
		測定器			台
	個人用外部被ばく線量測定器			台	
その他	エリアモニタリング設備			台	
	モニタリングカー			台	
その他資機材	ヨウ素剤			錠	
	担架			台	
	除染用具			式	
	被ばく者輸送のために使用可能な車両			台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備			式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者	
住所 _____	
氏名	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) _____	
<p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村白方1番の1	
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻	(24 時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失または喪失可能性 <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> - 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生 <input type="checkbox"/> - 新規制基準を超える外的事象の発生 <input type="checkbox"/> - 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値 : nGy/h→ nGy/h、No.)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象
連絡後の状況連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村白方1番の1
警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	
警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	（24時間表示）
警戒事態該当事象の 種類（注1）	
発生事象と対応の概 要（注2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応 （注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報（原子炉施設）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村白方 1 番の 1					
特定事象の発生箇所						
特定事象の発生時刻	(24 時間表示) (※原子力防災管理者が事象を判断した時刻)					
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1"> <tr> <th>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</th> <th>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 * □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失または喪失可能性 □SE43 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 □GE22 原子炉注水機能の喪失 □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失および 1 つの障壁の喪失または喪失可能性 * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p>	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準	<ul style="list-style-type: none"> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 * □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失または喪失可能性 □SE43 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 □GE22 原子炉注水機能の喪失 □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失および 1 つの障壁の喪失または喪失可能性 * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準				
<ul style="list-style-type: none"> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 * □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2 つの障壁の喪失または喪失可能性 □SE43 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 □GE22 原子炉注水機能の喪失 □GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2 つの障壁喪失および 1 つの障壁の喪失または喪失可能性 * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 					
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()					
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S 系の作動状況 作動なし、作動あり（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps → cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値 : nGy/h → nGy/h、No.)					
その他特定事象の把握に参考となる情報						

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

応急措置の概要 (東海第二発電所状況)

1. プラント状況		(確認時刻: 月 日 時 分)	
原子炉出力 (APRM)	%	外部電源受電	有・無
原子炉圧力	MPa (gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要
原子炉水位 (N・W・F)	mm		
原子炉水温度	℃	原子炉圧力容器注水	有・無・不要
格納容器圧力	(M・k)Pa (gage)	原子炉格納容器注水	有・無・不要
主蒸気隔離弁	開・閉		
サブプレッションプール水温	℃		
サブプレッションプール水位	mm		
格納容器内水素濃度 (ドライ値)	Vol%		
炉心損傷	有・無		
格納容器最高使用圧力	未満・以上・2倍以上		
2. 放射性物質放出見通し		(評価時刻: 月 日 時 分)	
放出開始予測時刻	月 日 時 分頃		
特記事項			
3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載)		(評価時刻: 月 日 時 分)	
放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ (地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h	Bq	
ヨウ素	Bq/h	Bq	
その他 (核種:)	Bq/h	Bq	
4. モニタ・気象情報		(確認時刻: 月 日 時 分)	
排気筒モニタ	排気筒モニタ	(cpm・cps)	非常用ガス処理系ガスモニタ (cpm・cps)
モニタリン	名称		
グポスト	(n・μ) Gy/h		
気象情報	天候		風向
	風速		大気安定度
5. その他			

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

通報者名 _____

連絡先 _____

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村白方 1 番の 1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	<p>特定事象の種類</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</u> * <input type="checkbox"/>XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/>XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</u> * <input type="checkbox"/>XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/>XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p>
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

事業所外運搬

応急措置の概要 (輸送容器状況)

1. 輸送容器状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
事故発生時の 状況	輸送物		使用容器		
	出発地		到着予定地		
	輸送手段				
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明	
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明			
	特記事項				
2. 放射線量状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
距離・ 場所					
μSv/h					
3. 放射性物質放出状況等 (放出、漏えい有りの場合に記載) (確認時刻: 月 日 時 分)					
放出、漏えい 開始時刻		放出、漏えい 停止時刻			
放出、漏えい 箇所					
4. その他					

修 正 履 歴

修正番号	年 月 日	内 容
—	平成12年 6月26日	施行
1	平成13年 7月27日	社内組織変更、中央省庁等改革、地域防災計画修正等に伴う修正
2	平成14年 7月17日	地域防災計画修正等に伴う修正
3	平成15年 7月30日	緊急被ばく医療体制に関する覚書に基づく医療機関との契約等に伴う修正
4	平成16年 9月17日	社内組織改正、国立病院の独立行政法人化、周辺監視区域境界の変更等に伴う修正
5	平成17年10月21日	関係周辺市町村の合併に伴う名称修正、経済産業省等の組織改正に伴う修正
6	平成20年 3月25日	対外通報先の連絡方法の一部変更等に伴う修正
7	平成21年 2月25日	原子力災害対策特別措置法施行規則の改正等に伴う修正
8	平成22年 3月31日	消防庁連絡先名称変更、発電所組織改正に伴う職位変更等、SPDSの運用方法変更に伴う修正
9	平成23年 3月28日	非常事態宣言後における貸与資機材名称の適正化等に伴う修正
10	平成24年 3月28日	一部報告様式の変更、国土交通省組織改正の反映

修 正 履 歴

修正番号	年 月 日	内 容
1 1	平成 2 5 年 3 月 1 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策特別措置法の改正に伴う修正 ・ 当社防災体制見直しに伴う修正 ・ 記載の適正化
1 2	平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策特別措置法及び関係政省令等の改正 ・ 原子力災害対策指針を踏まえた反映 ・ 記載の適正化
1 3	平成 2 7 年 3 月 2 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人原子力基盤機構の解散に伴う修正 ・ 社内組織改正・人事異動に伴う修正 ・ 東海村・常陸太田市組織改正 ・ 統合原子力防災衛星系ネットワーク整備完了に伴う修正 ・ 原子力規制庁及び内閣府の組織見直しに伴う修正 ・ 原子力災害時における原子力事業者間協力協定の改定に伴う修正 ・ 記載の適正化
1 4	平成 2 8 年 3 月 2 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副原子力防災管理者及び原子炉防災管理者代行順位の変更に伴う修正 ・ ひたちなか警察署の開署及び茨城町連絡先の変更に伴う修正 ・ 原子力防災要員の対象範囲の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化
1 5	平成 2 9 年 3 月 2 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の選任・解任及び組織改正に伴う修正 ・ 気象観測装置の移設に伴う修正 ・ 美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し ・ 記載の適正化

修 正 履 歴

修正番号	年 月 日	内 容
16	平成29年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副原子力防災管理者及び原子炉防災管理者代行順位の変更に伴う修正 ・ H29.7 原子力規制庁組織改正の反映 ・ 原子力災害対策指針改正に伴う EAL 見直し等の反映 ・ 通報様式の見直し
17	平成31年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位の変更について ・ 本店移転に伴うもの ・ 記載の適正化
18	令和元年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性向上対策工事に伴う修正 ・ 法令改正に伴う修正 ・ 周辺監視区域変更に伴う図表の修正 ・ 記載の適正化
19	令和2年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策指針改正に伴う EAL 見直し ・ 防災基本計画の修正に伴う修正 ・ 組織再編にともなう修正 ・ ERSS 伝送パラメータ項目の見直し ・ 記載の適正化